

こ 成 事 第 174 号
令和 8 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

令和 5 年 9 月 7 日付けで「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第 481 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援交付金交付要綱（新旧対照表）

(下線部は変更点)

改正後	現行
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第 1 条～第 2 条 （略） 第 3 条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。 (1) ～ (17) （略） <u>(削除)</u> 第 4 条～第 13 条 （略）	別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第 1 条～第 2 条 （略） 第 3 条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。 (1) ～ (17) （略） <u>(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u> <u>「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和 7 年 3 月 31 日成保第 257 号）の別紙に定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u> 第 4 条～第 13 条 （略）

子ども・子育て支援交付金交付要綱（別紙基準額表） 新旧対照表 【案】

改正後					現行				
別 紙					別 紙				
1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合	1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
利用者 支援事 業	利 用 者 支 援 事 業（基 本型・ 特 定 型・こ ど も 家 庭 セ ン タ ー 型）	1 運営費	(略)		利 用 者 支 援 事 業	利 用 者 支 援 事 業（基 本型・ 特 定 型・こ ど も 家 庭 セ ン タ ー 型）	1 運営費	(略)	
		(1) 基本型		国			(1) 基本型		国
		ア 基本分		2/3			ア 基本分		2/3
		① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）					④ 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）		
		1 か所当たり年額 <u>8,508,000</u> 円		都道			1 か所当たり年額 <u>7,991,000</u> 円		都道
		② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合）		府県			⑤ 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合）		府県
		1 か所当たり年額 <u>2,569,000</u> 円		1/6			1 か所当たり年額 <u>2,510,000</u> 円		1/6
		③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）		市町村			⑥ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）		市町村
		1 か所当たり年額 <u>325,000</u> 円		1/6			1 か所当たり年額 <u>315,000</u> 円		1/6
		イ 加算分		(注)			イ 加算分		
		①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,646,000</u> 円		国			①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,568,000</u> 円		
		②休日加算 1 か所当たり年額 <u>886,000</u> 円		1/2			②休日加算 1 か所当たり年額 <u>844,000</u> 円		
		③出張相談支援加算					③出張相談支援加算		
		1 か所当たり年額 <u>1,047,000</u> 円		都道			1 か所当たり年額 <u>1,121,000</u> 円		
		④機能強化のための取組加算		府県			④機能強化のための取組加算		
		1 か所当たり年額 <u>2,194,000</u> 円		1/4			1 か所当たり年額 <u>2,090,000</u> 円		
		⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円					⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円		
		⑥特別支援対応加算		市町村			⑥特別支援対応加算		
		1 か所当たり年額 <u>878,000</u> 円		1/4			1 か所当たり年額 <u>836,000</u> 円		
		⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 <u>3,402,000</u> 円					⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 <u>3,377,000</u> 円		
		⑧こども家庭センター連携等加算					⑧こども家庭センター連携等加算		

		1 か所当たり年額 <u>325,000</u>円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>3,446,000</u>円 イ 加算分 ①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,646,000</u>円 ②休日加算 1 か所当たり年額 <u>886,000</u>円 ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,047,000</u>円 ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>2,194,000</u>円 ⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>878,000</u>円 (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア (略) イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター） ①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり <u>15,015,000</u>円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置	(注) 以下の(1) かつ (2)に該当する市町村について は、 補助率を <u>1</u> <u>/2</u> とする。 (1) 財政力指数 <u>1</u> 以上の市町村 (2) 原則の補助率 (2/3) で 算出した本区分の国庫補助額が <u>1 億円を超</u> <u>える</u> 市町村			1 か所当たり年額 <u>315,000</u>円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>3,346,000</u>円 イ 加算分 ①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,568,000</u>円 ②休日加算 1 か所当たり年額 <u>844,000</u>円 ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,121,000</u>円 ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>2,090,000</u>円 ⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>836,000</u>円 (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア (略) イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター） ①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり <u>15,628,000</u>円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置		
--	--	---	--	--	--	---	--	--

		する場合 1 か所当たり <u>6,690,000円</u> (iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり <u>12,260,000円</u> (iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり <u>9,445,000円</u> (v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所当たり <u>9,505,000円</u> (vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所当たり <u>3,935,000円</u> (略) ②加算分 (i) 多言語対応加算 (略) (ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>878,000円</u> (略) ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点） ① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） (i) 基礎単価 小規模A型 <u>3,780,000円</u> 小規模B型 <u>10,347,000円</u> 小規模C型 <u>17,048,000円</u> 中規模型 <u>23,308,000円</u>						する場合 1 か所当たり <u>7,295,000円</u> (iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり <u>12,830,000円</u> (iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり <u>10,093,000円</u> (v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所当たり <u>10,032,000円</u> (vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所当たり <u>4,497,000円</u> (略) ②加算分 (i) 多言語対応加算 (略) (ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>836,000円</u> (略) ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点） ① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） (i) 基礎単価 小規模A型 <u>4,152,000円</u> 小規模B型 <u>10,719,000円</u> 小規模C型 <u>17,790,000円</u> 中規模型 <u>24,050,000円</u>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		大規模型 <u>43,151,000</u> 円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 <u>4,819,000</u> 円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 <u>4,819,000</u>円 ×配置人数 (上限5人) ② 基本分 (委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>9,975,000</u> 円 小規模B型 <u>16,542,000</u> 円 小規模C型 <u>23,243,000</u> 円 中規模型 <u>35,699,000</u> 円 大規模型 <u>67,933,000</u> 円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 常勤職員を配置した場合 6,426,000 円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>4,819,000</u> 円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 (上限5人) 常勤職員を配置した場合 6,426,000 円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>4,819,000</u> 円×配置人数 ③～⑥ (略) エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合 (会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>3,098,000</u>円						大規模型 <u>44,636,000</u> 円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 <u>2,718,000</u> 円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 <u>2,718,000</u>円 ×配置人数 (上限5人) ② 基本分 (委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>10,347,000</u> 円 小規模B型 <u>16,914,000</u> 円 小規模C型 <u>23,985,000</u> 円 中規模型 <u>36,441,000</u> 円 大規模型 <u>69,418,000</u> 円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 常勤職員を配置した場合 6,426,000 円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000</u> 円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 (上限5人) 常勤職員を配置した場合 6,426,000 円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000</u> 円×配置人数 ③～⑥ (略) エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合 (会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>2,718,000</u>円		
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

		② (略) オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ①直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） 1 か所当たり <u>3,098,000</u> 円 ② (略) カ 制度施行円滑導入経費 1 市町村当たり <u>3,608,000</u> 円 （令和8年度までの経過措置） (略) 2 開設準備経費（改修費等） (略)					② (略) オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） 1 か所当たり <u>2,718,000</u> 円 ② (略) カ 制度施行円滑導入経費 1 市町村当たり <u>3,543,000</u> 円 （令和8年度までの経過措置） (略) 2 開設準備経費（改修費等） (略)			
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	1 運営費 次の（１）から（３）により算出された額の合計額 （１） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>17,293,000</u> 円 （２） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>10,847,000</u> 円 （３） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>9,092,000</u> 円 (略)		(略)			利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型） 1 運営費 次の（１）から（３）により算出された額の合計額 （１） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>15,584,000</u> 円 （２） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>9,911,000</u> 円 （３） 1 か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>8,239,000</u> 円 (略)		(略)	
延長保育事業	(略)	1 一般型 （１）保育短時間認定（ <u>ア～エについては</u> 在籍児童1人当たり年額、 <u>オについては1事業当たり年額</u> ） ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員	(略)	(略)			延長保育事業 1 一般型 （１）保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員	(略)	(略)	

		20人以上) <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>23,300</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>46,600</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>69,900</u> 円</td></tr></table> イ 小規模保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td>A 型・B 型</td><td>C 型</td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>15,400</u> 円</td><td><u>19,500</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>30,800</u> 円</td><td><u>39,000</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>46,200</u> 円</td><td><u>58,500</u> 円</td></tr></table> ウ 事業所内保育事業（定員 19 人以下） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>14,100</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>28,200</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>42,300</u> 円</td></tr></table> エ 家庭的保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>97,300</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>194,600</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>291,900</u> 円</td></tr></table> オ 障害児保育加算（平均対象障害児数が 1 人以上の施設） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td><u>150,000</u> 円</td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	<u>23,300</u> 円	2 時間	<u>46,600</u> 円	3 時間	<u>69,900</u> 円	延長時間区分	A 型・B 型	C 型	1 時間	<u>15,400</u> 円	<u>19,500</u> 円	2 時間	<u>30,800</u> 円	<u>39,000</u> 円	3 時間	<u>46,200</u> 円	<u>58,500</u> 円	延長時間区分		1 時間	<u>14,100</u> 円	2 時間	<u>28,200</u> 円	3 時間	<u>42,300</u> 円	延長時間区分		1 時間	<u>97,300</u> 円	2 時間	<u>194,600</u> 円	3 時間	<u>291,900</u> 円	延長時間区分		30 分	<u>150,000</u> 円						20人以上) <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>21,200</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>42,400</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>63,600</u> 円</td></tr></table> イ 小規模保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td>A 型・B 型</td><td>C 型</td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>14,000</u> 円</td><td><u>17,700</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>28,000</u> 円</td><td><u>35,400</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>42,000</u> 円</td><td><u>53,100</u> 円</td></tr></table> ウ 事業所内保育事業（定員 19 人以下） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>12,900</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>25,800</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>38,700</u> 円</td></tr></table> エ 家庭的保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>88,600</u> 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>177,200</u> 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>265,800</u> 円</td></tr></table> <u>（新設）</u>	延長時間区分		1 時間	<u>21,200</u> 円	2 時間	<u>42,400</u> 円	3 時間	<u>63,600</u> 円	延長時間区分	A 型・B 型	C 型	1 時間	<u>14,000</u> 円	<u>17,700</u> 円	2 時間	<u>28,000</u> 円	<u>35,400</u> 円	3 時間	<u>42,000</u> 円	<u>53,100</u> 円	延長時間区分		1 時間	<u>12,900</u> 円	2 時間	<u>25,800</u> 円	3 時間	<u>38,700</u> 円	延長時間区分		1 時間	<u>88,600</u> 円	2 時間	<u>177,200</u> 円	3 時間	<u>265,800</u> 円					
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>23,300</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>46,600</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>69,900</u> 円																																																																																								
延長時間区分	A 型・B 型	C 型																																																																																							
1 時間	<u>15,400</u> 円	<u>19,500</u> 円																																																																																							
2 時間	<u>30,800</u> 円	<u>39,000</u> 円																																																																																							
3 時間	<u>46,200</u> 円	<u>58,500</u> 円																																																																																							
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>14,100</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>28,200</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>42,300</u> 円																																																																																								
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>97,300</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>194,600</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>291,900</u> 円																																																																																								
延長時間区分																																																																																									
30 分	<u>150,000</u> 円																																																																																								
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>21,200</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>42,400</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>63,600</u> 円																																																																																								
延長時間区分	A 型・B 型	C 型																																																																																							
1 時間	<u>14,000</u> 円	<u>17,700</u> 円																																																																																							
2 時間	<u>28,000</u> 円	<u>35,400</u> 円																																																																																							
3 時間	<u>42,000</u> 円	<u>53,100</u> 円																																																																																							
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>12,900</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>25,800</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>38,700</u> 円																																																																																								
延長時間区分																																																																																									
1 時間	<u>88,600</u> 円																																																																																								
2 時間	<u>177,200</u> 円																																																																																								
3 時間	<u>265,800</u> 円																																																																																								

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,756,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円
	2～3 時間	<u>2,719,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円
	4～5 時間	<u>5,778,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,809,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,543,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円
	2～3 時間	<u>2,007,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円
	4～5 時間	<u>4,371,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円
	6 時間以上	<u>5,093,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円

エ 家庭の保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>343,000</u> 円	<u>176,000</u> 円
	1 時間	<u>686,000</u> 円	<u>351,000</u> 円
	2～3 時間	<u>1,226,000</u> 円	<u>639,000</u> 円
	4～5 時間	<u>3,023,000</u> 円	<u>2,043,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,899,000</u> 円	<u>3,526,000</u> 円
そ の	30 分	<u>336,000</u> 円	<u>168,000</u> 円
	1 時間	<u>671,000</u> 円	<u>335,000</u> 円
	2～3 時間	<u>1,174,000</u> 円	<u>587,000</u> 円

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円
	2～3 時間	<u>2,540,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円
	4～5 時間	<u>5,340,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,288,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,406,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円
	2～3 時間	<u>1,828,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円
	4～5 時間	<u>3,995,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,662,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円

エ 家庭の保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>314,000</u> 円	<u>161,000</u> 円
	1 時間	<u>627,000</u> 円	<u>321,000</u> 円
	2～3 時間	<u>1,122,000</u> 円	<u>587,000</u> 円
	4～5 時間	<u>2,792,000</u> 円	<u>1,894,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,498,000</u> 円	<u>3,238,000</u> 円
そ の	30 分	<u>306,000</u> 円	<u>153,000</u> 円
	1 時間	<u>611,000</u> 円	<u>306,000</u> 円
	2～3 時間	<u>1,070,000</u> 円	<u>535,000</u> 円

		<table><tr><td rowspan="2">他</td><td>4～5 時間</td><td><u>2,217,000 円</u></td><td><u>1,237,000 円</u></td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td><u>3,757,000 円</u></td><td><u>2,384,000 円</u></td></tr></table>	他	4～5 時間	<u>2,217,000 円</u>	<u>1,237,000 円</u>	6 時間以上	<u>3,757,000 円</u>	<u>2,384,000 円</u>					<table><tr><td rowspan="2">他</td><td>4～5 時間</td><td><u>2,052,000 円</u></td><td><u>1,155,000 円</u></td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td><u>3,454,000 円</u></td><td><u>2,193,000 円</u></td></tr></table>	他	4～5 時間	<u>2,052,000 円</u>	<u>1,155,000 円</u>	6 時間以上	<u>3,454,000 円</u>	<u>2,193,000 円</u>														
他	4～5 時間	<u>2,217,000 円</u>		<u>1,237,000 円</u>																															
	6 時間以上	<u>3,757,000 円</u>	<u>2,384,000 円</u>																																
他	4～5 時間	<u>2,052,000 円</u>	<u>1,155,000 円</u>																																
	6 時間以上	<u>3,454,000 円</u>	<u>2,193,000 円</u>																																
		オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合						オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合																											
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>2,137,000 円</u></td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td><u>3,183,000 円</u></td></tr><tr><td>4～5 時間</td><td><u>6,394,000 円</u></td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td><u>7,401,000 円</u></td></tr></table>	延長時間区分		30 分	600,000 円	1 時間	<u>2,137,000 円</u>	2～3 時間	<u>3,183,000 円</u>	4～5 時間	<u>6,394,000 円</u>	6 時間以上	<u>7,401,000 円</u>						<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>1,988,000 円</u></td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td><u>2,989,000 円</u></td></tr><tr><td>4～5 時間</td><td><u>5,918,000 円</u></td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td><u>6,835,000 円</u></td></tr></table>	延長時間区分		30 分	600,000 円	1 時間	<u>1,988,000 円</u>	2～3 時間	<u>2,989,000 円</u>	4～5 時間	<u>5,918,000 円</u>	6 時間以上	<u>6,835,000 円</u>			
延長時間区分																																			
30 分	600,000 円																																		
1 時間	<u>2,137,000 円</u>																																		
2～3 時間	<u>3,183,000 円</u>																																		
4～5 時間	<u>6,394,000 円</u>																																		
6 時間以上	<u>7,401,000 円</u>																																		
延長時間区分																																			
30 分	600,000 円																																		
1 時間	<u>1,988,000 円</u>																																		
2～3 時間	<u>2,989,000 円</u>																																		
4～5 時間	<u>5,918,000 円</u>																																		
6 時間以上	<u>6,835,000 円</u>																																		
		カ (略)						カ (略)																											
		<u>キ 障害児保育加算 (平均対象障害児数が 1 人以上の施設)</u>						<u>(新設)</u>																											
		<table><tr><td><u>延長時間区分</u></td><td></td></tr><tr><td><u>30 分</u></td><td><u>150,000 円</u></td></tr><tr><td><u>1 時間</u></td><td><u>300,000 円</u></td></tr><tr><td><u>2～3 時間</u></td><td><u>750,000 円</u></td></tr><tr><td><u>4～5 時間</u></td><td><u>1,350,000 円</u></td></tr><tr><td><u>6 時間以上</u></td><td><u>1,950,000 円</u></td></tr></table>	<u>延長時間区分</u>		<u>30 分</u>	<u>150,000 円</u>	<u>1 時間</u>	<u>300,000 円</u>	<u>2～3 時間</u>	<u>750,000 円</u>	<u>4～5 時間</u>	<u>1,350,000 円</u>	<u>6 時間以上</u>	<u>1,950,000 円</u>																					
<u>延長時間区分</u>																																			
<u>30 分</u>	<u>150,000 円</u>																																		
<u>1 時間</u>	<u>300,000 円</u>																																		
<u>2～3 時間</u>	<u>750,000 円</u>																																		
<u>4～5 時間</u>	<u>1,350,000 円</u>																																		
<u>6 時間以上</u>	<u>1,950,000 円</u>																																		
		2 訪問型						2 訪問型																											
		(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)						(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)																											
		ア 居宅訪問型						ア 居宅訪問型																											
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>291,900 円</u></td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>583,800 円</u></td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>875,700 円</u></td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	<u>291,900 円</u>	2 時間	<u>583,800 円</u>	3 時間	<u>875,700 円</u>						<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td><u>265,900 円</u></td></tr><tr><td>2 時間</td><td><u>531,800 円</u></td></tr><tr><td>3 時間</td><td><u>797,700 円</u></td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	<u>265,900 円</u>	2 時間	<u>531,800 円</u>	3 時間	<u>797,700 円</u>											
延長時間区分																																			
1 時間	<u>291,900 円</u>																																		
2 時間	<u>583,800 円</u>																																		
3 時間	<u>875,700 円</u>																																		
延長時間区分																																			
1 時間	<u>265,900 円</u>																																		
2 時間	<u>531,800 円</u>																																		
3 時間	<u>797,700 円</u>																																		

		イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>291,900 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>503,000 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>503,000 円</td></tr></table> (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） ア 居宅訪問型 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>168,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>335,000 円</td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td>587,000 円</td></tr><tr><td>4～5 時間</td><td>980,000 円</td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td>1,372,000 円</td></tr></table> イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>168,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>335,000 円</td></tr><tr><td>2 時間以上</td><td>503,000 円</td></tr></table> (略)	延長時間区分		1 時間	291,900 円	2 時間	503,000 円	3 時間	503,000 円	延長時間区分		30 分	168,000 円	1 時間	335,000 円	2～3 時間	587,000 円	4～5 時間	980,000 円	6 時間以上	1,372,000 円	延長時間区分		30 分	168,000 円	1 時間	335,000 円	2 時間以上	503,000 円		
延長時間区分																																
1 時間	291,900 円																															
2 時間	503,000 円																															
3 時間	503,000 円																															
延長時間区分																																
30 分	168,000 円																															
1 時間	335,000 円																															
2～3 時間	587,000 円																															
4～5 時間	980,000 円																															
6 時間以上	1,372,000 円																															
延長時間区分																																
30 分	168,000 円																															
1 時間	335,000 円																															
2 時間以上	503,000 円																															
実費徴収に係	(略)	1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,800 円	(略)																													

		イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>265,900 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>458,000 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>458,000 円</td></tr></table> (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） ア 居宅訪問型 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>153,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>306,000 円</td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td>535,000 円</td></tr><tr><td>4～5 時間</td><td>898,000 円</td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td>1,261,000 円</td></tr></table> イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>153,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>306,000 円</td></tr><tr><td>2 時間以上</td><td>458,000 円</td></tr></table> (略)	延長時間区分		1 時間	265,900 円	2 時間	458,000 円	3 時間	458,000 円	延長時間区分		30 分	153,000 円	1 時間	306,000 円	2～3 時間	535,000 円	4～5 時間	898,000 円	6 時間以上	1,261,000 円	延長時間区分		30 分	153,000 円	1 時間	306,000 円	2 時間以上	458,000 円		
延長時間区分																																
1 時間	265,900 円																															
2 時間	458,000 円																															
3 時間	458,000 円																															
延長時間区分																																
30 分	153,000 円																															
1 時間	306,000 円																															
2～3 時間	535,000 円																															
4～5 時間	898,000 円																															
6 時間以上	1,261,000 円																															
延長時間区分																																
30 分	153,000 円																															
1 時間	306,000 円																															
2 時間以上	458,000 円																															
実費徴収に係	(略)	1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,700 円	(略)																													

る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>5,100</u> 円			る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,900</u> 円		
多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 <u>420,000</u> 円 2～3 (略)	(略)		多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 <u>400,000</u> 円 2～3 (略)	(略)	
放課後 児童健 全育成 事業	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>5,107,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u> 円	(略)		放課後 児童健 全育成 事業	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,615,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u> 円	(略)	

		(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,997,000円						(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,740,000円				
		イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× 31,000円 （1日8時間以上開所する場合）						イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× 28,000円 （1日8時間以上開所する場合）				
		ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 31,000円						ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 28,000円				
		エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数× 804,000円 (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 362,000円						エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数× 720,000円 (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 324,000円				
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 5,229,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,704,000円						(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,327,000円				
		イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 31,000円						イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 28,000円				
		ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 804,000円						ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 720,000円				

		②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 （略） （１）年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,028,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u>円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>5,416,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u>円 (9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,416,000</u>円 (x)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>5,416,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u>円 (w)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略） イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× <u>23,000</u>円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>23,000</u>円						②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 （略） （１）年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,794,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u>円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>5,117,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u>円 (9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,117,000</u>円 (x)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>5,117,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u>円 (w)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略） イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× <u>21,000</u>円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>21,000</u>円			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円 (4)長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>223,000</u> 円 (2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,580,000</u>円 (4)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 <u>2,054,000</u> 円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×<u>23,000</u> 円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18 時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合 （略） (1) 年間開所日数 250 日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 <u>2,734,000</u> 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数） ×<u>28,000</u> 円 (4)構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位					エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>449,000</u>円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>202,000</u>円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,356,000</u>円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,881,000</u>円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×<u>21,000</u>円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>449,000</u>円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合 （略） (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,629,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×<u>29,000</u>円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<u>4,564,000</u> 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>25,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 <u>4,564,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 <u>4,564,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人） × <u>81,000</u> 円 (ハ)構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 (略) イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）× <u>19,000</u> 円 （1 日 8 時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>19,000</u> 円 エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (ア)平日分（18 時半を超えて開所する場合） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>336,000</u> 円 (イ)長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>152,000</u> 円 （2）年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 <u>2,865,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 <u>1,971,000</u> 円						<u>4,301,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>27,000</u>円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,301,000</u>円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,301,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>71,000</u>円 (ハ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (略) イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× <u>17,000</u>円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>17,000</u>円 エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (ア)平日分（18時半を超えて開所する場合）<u>合</u> 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>298,000</u>円 (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>134,000</u>円 （2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,658,000</u>円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,782,000</u>円		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

		イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>19,000</u> 円						イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>17,000</u> 円			
		ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>336,000</u> 円						ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>298,000</u> 円			
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合 （略）						④設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合 （略）			
		（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,027,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u>円						（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,993,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>32,000</u>円			
		(i)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>27,000</u>円						(i)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>29,000</u>円			
		(7)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円 (x)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>84,000</u>円						(7)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円 (x)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>79,000</u>円			
		(w)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略）						(w)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略）			
		イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × <u>21,000</u>円						イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × <u>20,000</u>円			

		(1日8時間以上開所する場合)						(1日8時間以上開所する場合)				
		ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円						ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円				
		エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>178,000</u> 円						エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>169,000</u> 円				
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,899,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000</u> 円						(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,825,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000</u> 円				
		イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円						イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円				
		ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円						ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円				
		⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)						⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)				

		(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,757,000</u>円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>27,000</u>円 (9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,757,000</u>円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,757,000</u>円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>65,000</u>円 (ワ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (略) イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) × <u>17,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>17,000</u>円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (7)平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>211,000</u>円 (4)長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>95,000</u>円						(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,681,000</u>円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>28,000</u>円 (9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,681,000</u>円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,681,000</u>円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>62,000</u>円 (ワ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (略) イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) × <u>16,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000</u>円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (7)平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>201,000</u>円 (4)長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>91,000</u>円			
--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

		(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,072,000</u>円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000</u>円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × <u>17,000</u>円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>211,000</u>円 ⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1 支援の単位当たり年額） <u>799,000</u>円 （略） <u>※上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。</u>					(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,023,000</u>円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000</u>円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × <u>16,000</u>円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>201,000</u>円 ⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1 支援の単位当たり年額） <u>747,000</u>円 （略）				
		2 放課後子ども環境整備事業（1 事業所当たり年額） （略）	（略）				2 放課後子ども環境整備事業（1 事業所当たり年額） （略）	（略）			
		3 放課後児童クラブ支援事業（1 支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 <u>2,352,000</u>円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業	（略）				3 放課後児童クラブ支援事業（1 支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 <u>2,232,000</u>円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業	（略）			

		ア 賃借料補助3,444,000円 イ 移転関連費用補助2,500,000円 ウ 土地借料補助6,300,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合1,225,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合613,000円 (略)					ア 賃借料補助3,374,000円 イ 移転関連費用補助2,500,000円 ウ 土地借料補助6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合1,163,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合581,000円 (略)	
放課 後児 童健 全育 成事 業(一 般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり 年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置2,181,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置3,768,000円 (略)	(略)				放課 後児 童健 全育 成事 業(一 般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり 年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置1,829,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置3,330,000円 (略)	(略)
	2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,352,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置2,352,000円 (イ)職員を2人以上配置4,704,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合	(略)					2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,232,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置2,232,000円 (イ)職員を2人以上配置4,464,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合	(略)

		(7)職員を1人配置 <u>2,352,000</u>円 (4)職員を2人配置 <u>4,704,000</u>円 (9)職員を3人以上配置 <u>7,056,000</u>円						(7)職員を1人配置 <u>2,232,000</u>円 (4)職員を2人配置 <u>4,464,000</u>円 (9)職員を3人以上配置 <u>6,696,000</u>円				
		(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)						(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)				
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 <u>735,000</u>円 (略)	(略)					3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 <u>697,000</u>円 (略)	(略)			
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 <u>1,486,000</u>円 (略)	(略)					4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 <u>1,423,000</u>円 (略)	(略)			
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 <u>1,646,000</u>円 (略)	(略)					5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 <u>1,568,000</u>円 (略)	(略)			
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)					6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)			
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)					7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)			

		ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額 <u>4,633,000</u> 円 (略)						ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額 <u>4,433,000</u> 円 (略)					
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>				<u>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</u> <u>令和 6 年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</u> <u>1 支援の単位当たり月額 280,000 円</u>	<u>災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費</u>				
放課後児童健全育成事業(その他)分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額（１）～（３）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 (略) <u>（２）概ね経験年数 3 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</u> <u>対象職員 1 人当たり 198,000円</u> （３）概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 (略) <u>（４）（３）</u>の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 (略)	(略)		放課後児童健全育成事業(その他)分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額（１）～（３）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 (略) <u>(新設)</u> （２）概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 (略) <u>（３）（２）</u>の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 (略)	(略)							

		(略)				(略)			
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） （略）	(略)			2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） （略）	(略)		
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア ２歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>10,700</u> 円 イ ２歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,540</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)		子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア ２歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>9,210</u> 円 イ ２歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,200</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)	

		年間延べ日数 × <u>1,500</u> 円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × <u>2,000</u> 円 (略) (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 （7）基本分 年間延べ日数 × <u>1,360</u> 円 （4）宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,360</u> 円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,510</u> 円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × <u>2,000</u> 円 (略) (3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用 1 施設当たり年額 <u>7,281,000</u> 円 (略) 2 (略)					年間延べ日数 × <u>1,340</u> 円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × <u>1,860</u> 円 (略) (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 （7）基本分 年間延べ日数 × <u>1,250</u> 円 （4）宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,250</u> 円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,310</u> 円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × <u>1,860</u> 円 (略) (3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用 1 施設当たり年額 <u>6,747,000</u> 円 (略) 2 (略)				
(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		
子ども を守る 地域ネ ットワ ーク機 能強化 事業	(略)	1 (略) 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり <u>3,000,000</u> 円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり <u>660,000</u> 円 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3 (4)	(略)			子ども を守る 地域ネ ットワ ーク機 能強化 事業	(略)	1 (略) 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり <u>3,248,000</u> 円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり <u>674,000</u> 円 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3 (4)	(略)		

		①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり <u>720,000</u>円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の(4) ①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり <u>2,520,000</u>円 5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>640,000</u>円					①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり <u>735,000</u>円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4) ①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり <u>2,601,000</u>円 5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>644,000</u>円			
子育て 世帯訪 問支援 事業	(略)	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円 年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円 年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円 (イ) 市町村民税非課税世帯 ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円 年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × <u>1,320</u>円 年間延べ利用件数 × <u>800</u>円	(略)				1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円 年間延べ利用件数 × <u>930</u>円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円 年間延べ利用件数 × <u>930</u>円 (イ) 市町村民税非課税世帯 ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円 年間延べ利用件数 × <u>930</u>円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × <u>1,260</u>円 年間延べ利用件数 × <u>740</u>円	(略)		

		(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円 年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × <u>990</u>円 年間延べ利用件数 × <u>600</u>円 (2) (略) 2 (略)				(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円 年間延べ利用件数 × <u>930</u>円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × <u>940</u>円 年間延べ利用件数 × <u>560</u>円 (2) (略) 2 (略)			
児童育成支援拠点事業	(略)	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>10,452,000</u>円 イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,936,000</u>円 ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>17,308,000</u>円 (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円 イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円 ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施	(略)			児童育成支援拠点事業 (略)	(略)		

		(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>936,000</u>円 (イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,248,000</u>円 (ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,560,000</u>円 エ 長時間開所加算（1事業所当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に 以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>651,000</u>円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>868,000</u>円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,084,000</u>円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>156,000</u>円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>208,000</u>円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>258,000</u>円 オ (略) 2 (略)				(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>870,000</u>円 (イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,161,000</u>円 (ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,451,000</u>円 エ 長時間開所加算（1事業所当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に 以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>600,000</u>円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>800,000</u>円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,001,000</u>円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>144,000</u>円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>192,000</u>円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>238,000</u>円 オ (略) 2 (略)			
親子関係形成支援事業	(略)	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数（講座数）で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>93,120</u>円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>116,400</u>円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>139,680</u>円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>162,960</u>円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>186,240</u>円	(略)			親子関係形成支援事業 (略) 1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数（講座数）で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>90,080</u>円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>112,600</u>円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>135,120</u>円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>157,640</u>円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>180,160</u>円	(略)		

		(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>209,520</u>円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>232,800</u>円 ※ 1プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が<u>23,280</u>円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数 × <u>2,330</u>円 (イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × <u>1,860</u>円 (ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × <u>1,400</u>円 (略) 2 (略)					(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>202,680</u>円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>225,200</u>円 ※ 1プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が<u>22,520</u>円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数 × <u>2,250</u>円 (イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × <u>1,800</u>円 (ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × <u>1,350</u>円 (略) 2 (略)						
地域子育て支援拠点事業	(略)	1 運営費（1か所当たり年額） (1) 一般型 ア 基本分 (7)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,561,000</u>円 ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,805,000</u>円	(略)				地域子育て支援拠点事業	(略)	1 運営費（1か所当たり年額） (1) 一般型 ア 基本分 (7)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,314,000</u>円 ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,642,000</u>円	(略)			

		(イ)5日型					(イ)5日型		
		・ 常勤職員を配置する場合	9,636,000円				・ 常勤職員を配置する場合	9,023,000円	
		・ 非常勤職員のみを配置する場合	5,908,000円				・ 非常勤職員のみを配置する場合	5,703,000円	
		(ウ)6日型					(ウ)6日型		
		・ 常勤職員を配置する場合	10,738,000円				・ 常勤職員を配置する場合	10,084,000円	
		・ 非常勤職員のみを配置する場合	7,449,000円				・ 非常勤職員のみを配置する場合	7,182,000円	
		(エ)7日型					(エ)7日型		
		・ 常勤職員を配置する場合	11,850,000円				・ 常勤職員を配置する場合	11,154,000円	
		・ 非常勤職員のみを配置する場合	8,560,000円				・ 非常勤職員のみを配置する場合	8,251,000円	
		(略)					(略)		
		イ 加算分					イ 加算分		
		(7)子育て支援活動の展開を図る取組					(7)子育て支援活動の展開を図る取組		
		3～4日型	1,809,000円				3～4日型	1,725,000円	
		5日型	3,782,000円				5日型	3,374,000円	
		6・7日型	3,343,000円				6・7日型	2,956,000円	
		(イ)地域支援	1,714,000円				(イ)地域支援	1,646,000円	
		(ウ)特別支援対応加算	1,184,000円				(ウ)特別支援対応加算	1,147,000円	
		(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	26,000円				(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	24,000円	
		(イ)育児参加促進講習休日実施加算	446,000円				(イ)育児参加促進講習休日実施加算	443,000円	
		(ウ)賃借料加算	2,800,000円				(ウ)賃借料加算	2,500,000円	
		(2)出張ひろば	1,723,000円				(2)出張ひろば	1,682,000円	
		(3)小規模型指定施設					(3)小規模型指定施設		

		ア 基本分3,412,000円 イ 加算分1,706,000円 (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型2,216,000円 5～7日型3,449,000円 イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組512,000円 (イ)特別支援対応加算1,184,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額26,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算464,000円 (略) 2 (略)					ア 基本分3,292,000円 イ 加算分1,646,000円 (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型2,143,000円 5～7日型3,348,000円 イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組507,000円 (イ)特別支援対応加算1,147,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額24,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算443,000円 (略) 2 (略)					
一時預 かり事 業	一時 預か り事 業 (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額） (ア) 基本分 ※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数（一般型対象児童（イ～エを除く）に限る。）（以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。）が管内乳幼児（0歳～5歳）人口を超過する場合には、市町村あたりの(ア)基本分基準額を次の算出式によって算定された額とする。 (算出式) 全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所	(略)				一時預 かり事 業	一時 預か り事 業 (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額） (ア) 基本分	(略)		

		合計年間延べ利用児童数＋全事業所の下欄基準額合計× (全事業所合計年間延べ利用児童数－管内乳幼児人口) ÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75																																															
		① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>50 人未満</td><td>1,539,000 円</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>2,063,000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 200 人未満</td><td>2,555,000 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>3,079,000 円</td></tr><tr><td>300 人以上 900 人未満</td><td>3,492,000 円</td></tr><tr><td>900 人以上 1,500 人未満</td><td>3,740,000 円</td></tr><tr><td>1,500 人以上 2,100 人未満</td><td>5,402,000 円</td></tr><tr><td>2,100 人以上 2,700 人未満</td><td>7,064,000 円</td></tr><tr><td>2,700 人以上 3,300 人未満</td><td>8,726,000 円</td></tr><tr><td>3,300 人以上 3,900 人未満</td><td>10,388,000 円</td></tr><tr><td>3,900 人以上 4,500 人未満</td><td>12,050,000 円</td></tr><tr><td>4,500 人以上 5,100 人未満</td><td>13,712,000 円</td></tr><tr><td>5,100 人以上 5,700 人未満</td><td>15,374,000 円</td></tr><tr><td>5,700 人以上 6,300 人未満</td><td>17,036,000 円</td></tr><tr><td>6,300 人以上 6,900 人未満</td><td>18,698,000 円</td></tr><tr><td>6,900 人以上 7,500 人未満</td><td>20,360,000 円</td></tr><tr><td>7,500 人以上 8,100 人未満</td><td>22,022,000 円</td></tr><tr><td>8,100 人以上 8,700 人未満</td><td>23,684,000 円</td></tr><tr><td>8,700 人以上 9,300 人未満</td><td>25,346,000 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額	50 人未満	1,539,000 円	50 人以上 100 人未満	2,063,000 円	100 人以上 200 人未満	2,555,000 円	200 人以上 300 人未満	3,079,000 円	300 人以上 900 人未満	3,492,000 円	900 人以上 1,500 人未満	3,740,000 円	1,500 人以上 2,100 人未満	5,402,000 円	2,100 人以上 2,700 人未満	7,064,000 円	2,700 人以上 3,300 人未満	8,726,000 円	3,300 人以上 3,900 人未満	10,388,000 円	3,900 人以上 4,500 人未満	12,050,000 円	4,500 人以上 5,100 人未満	13,712,000 円	5,100 人以上 5,700 人未満	15,374,000 円	5,700 人以上 6,300 人未満	17,036,000 円	6,300 人以上 6,900 人未満	18,698,000 円	6,900 人以上 7,500 人未満	20,360,000 円	7,500 人以上 8,100 人未満	22,022,000 円	8,100 人以上 8,700 人未満	23,684,000 円	8,700 人以上 9,300 人未満	25,346,000 円							
年間延べ利用児童数	基準額																																																
50 人未満	1,539,000 円																																																
50 人以上 100 人未満	2,063,000 円																																																
100 人以上 200 人未満	2,555,000 円																																																
200 人以上 300 人未満	3,079,000 円																																																
300 人以上 900 人未満	3,492,000 円																																																
900 人以上 1,500 人未満	3,740,000 円																																																
1,500 人以上 2,100 人未満	5,402,000 円																																																
2,100 人以上 2,700 人未満	7,064,000 円																																																
2,700 人以上 3,300 人未満	8,726,000 円																																																
3,300 人以上 3,900 人未満	10,388,000 円																																																
3,900 人以上 4,500 人未満	12,050,000 円																																																
4,500 人以上 5,100 人未満	13,712,000 円																																																
5,100 人以上 5,700 人未満	15,374,000 円																																																
5,700 人以上 6,300 人未満	17,036,000 円																																																
6,300 人以上 6,900 人未満	18,698,000 円																																																
6,900 人以上 7,500 人未満	20,360,000 円																																																
7,500 人以上 8,100 人未満	22,022,000 円																																																
8,100 人以上 8,700 人未満	23,684,000 円																																																
8,700 人以上 9,300 人未満	25,346,000 円																																																
		① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>50 人未満</td><td>1,473,000 円</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1,973,000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 200 人未満</td><td>2,444,000 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>2,945,000 円</td></tr><tr><td>300 人以上 900 人未満</td><td>3,240,000 円</td></tr><tr><td>900 人以上 1,500 人未満</td><td>3,470,000 円</td></tr><tr><td>1,500 人以上 2,100 人未満</td><td>5,012,000 円</td></tr><tr><td>2,100 人以上 2,700 人未満</td><td>6,554,000 円</td></tr><tr><td>2,700 人以上 3,300 人未満</td><td>8,096,000 円</td></tr><tr><td>3,300 人以上 3,900 人未満</td><td>9,638,000 円</td></tr><tr><td>3,900 人以上 4,500 人未満</td><td>11,180,000 円</td></tr><tr><td>4,500 人以上 5,100 人未満</td><td>12,722,000 円</td></tr><tr><td>5,100 人以上 5,700 人未満</td><td>14,264,000 円</td></tr><tr><td>5,700 人以上 6,300 人未満</td><td>15,806,000 円</td></tr><tr><td>6,300 人以上 6,900 人未満</td><td>17,348,000 円</td></tr><tr><td>6,900 人以上 7,500 人未満</td><td>18,890,000 円</td></tr><tr><td>7,500 人以上 8,100 人未満</td><td>20,432,000 円</td></tr><tr><td>8,100 人以上 8,700 人未満</td><td>21,974,000 円</td></tr><tr><td>8,700 人以上 9,300 人未満</td><td>23,516,000 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額	50 人未満	1,473,000 円	50 人以上 100 人未満	1,973,000 円	100 人以上 200 人未満	2,444,000 円	200 人以上 300 人未満	2,945,000 円	300 人以上 900 人未満	3,240,000 円	900 人以上 1,500 人未満	3,470,000 円	1,500 人以上 2,100 人未満	5,012,000 円	2,100 人以上 2,700 人未満	6,554,000 円	2,700 人以上 3,300 人未満	8,096,000 円	3,300 人以上 3,900 人未満	9,638,000 円	3,900 人以上 4,500 人未満	11,180,000 円	4,500 人以上 5,100 人未満	12,722,000 円	5,100 人以上 5,700 人未満	14,264,000 円	5,700 人以上 6,300 人未満	15,806,000 円	6,300 人以上 6,900 人未満	17,348,000 円	6,900 人以上 7,500 人未満	18,890,000 円	7,500 人以上 8,100 人未満	20,432,000 円	8,100 人以上 8,700 人未満	21,974,000 円	8,700 人以上 9,300 人未満	23,516,000 円							
年間延べ利用児童数	基準額																																																
50 人未満	1,473,000 円																																																
50 人以上 100 人未満	1,973,000 円																																																
100 人以上 200 人未満	2,444,000 円																																																
200 人以上 300 人未満	2,945,000 円																																																
300 人以上 900 人未満	3,240,000 円																																																
900 人以上 1,500 人未満	3,470,000 円																																																
1,500 人以上 2,100 人未満	5,012,000 円																																																
2,100 人以上 2,700 人未満	6,554,000 円																																																
2,700 人以上 3,300 人未満	8,096,000 円																																																
3,300 人以上 3,900 人未満	9,638,000 円																																																
3,900 人以上 4,500 人未満	11,180,000 円																																																
4,500 人以上 5,100 人未満	12,722,000 円																																																
5,100 人以上 5,700 人未満	14,264,000 円																																																
5,700 人以上 6,300 人未満	15,806,000 円																																																
6,300 人以上 6,900 人未満	17,348,000 円																																																
6,900 人以上 7,500 人未満	18,890,000 円																																																
7,500 人以上 8,100 人未満	20,432,000 円																																																
8,100 人以上 8,700 人未満	21,974,000 円																																																
8,700 人以上 9,300 人未満	23,516,000 円																																																

[illegible]

			1,500 人以上 2,100 人未満	<u>5,207,000</u> 円							1,500 人以上 2,100 人未満	<u>4,817,000</u> 円			
			2,100 人以上 2,700 人未満	<u>6,809,000</u> 円							2,100 人以上 2,700 人未満	<u>6,299,000</u> 円			
			2,700 人以上 3,300 人未満	<u>8,411,000</u> 円							2,700 人以上 3,300 人未満	<u>7,781,000</u> 円			
			3,300 人以上 3,900 人未満	<u>10,013,000</u> 円							3,300 人以上 3,900 人未満	<u>9,263,000</u> 円			
			3,900 人以上 4,500 人未満	<u>11,615,000</u> 円							3,900 人以上 4,500 人未満	<u>10,745,000</u> 円			
			4,500 人以上 5,100 人未満	<u>13,217,000</u> 円							4,500 人以上 5,100 人未満	<u>12,227,000</u> 円			
			5,100 人以上 5,700 人未満	<u>14,819,000</u> 円							5,100 人以上 5,700 人未満	<u>13,709,000</u> 円			
			5,700 人以上 6,300 人未満	<u>16,421,000</u> 円							5,700 人以上 6,300 人未満	<u>15,191,000</u> 円			
			6,300 人以上 6,900 人未満	<u>18,023,000</u> 円							6,300 人以上 6,900 人未満	<u>16,673,000</u> 円			
			6,900 人以上 7,500 人未満	<u>19,625,000</u> 円							6,900 人以上 7,500 人未満	<u>18,155,000</u> 円			
			7,500 人以上 8,100 人未満	<u>21,227,000</u> 円							7,500 人以上 8,100 人未満	<u>19,637,000</u> 円			
			8,100 人以上 8,700 人未満	<u>22,829,000</u> 円							8,100 人以上 8,700 人未満	<u>21,119,000</u> 円			
			8,700 人以上 9,300 人未満	<u>24,431,000</u> 円							8,700 人以上 9,300 人未満	<u>22,601,000</u> 円			
			9,300 人以上 9,900 人未満	<u>26,033,000</u> 円							9,300 人以上 9,900 人未満	<u>24,083,000</u> 円			
			9,900 人以上 10,500 人未満	<u>27,635,000</u> 円							9,900 人以上 10,500 人未満	<u>25,565,000</u> 円			
			10,500 人以上 11,100 人未満	<u>29,237,000</u> 円							10,500 人以上 11,100 人未満	<u>27,047,000</u> 円			
			11,100 人以上 11,700 人未満	<u>30,839,000</u> 円							11,100 人以上 11,700 人未満	<u>28,529,000</u> 円			
			11,700 人以上 12,300 人未満	<u>32,441,000</u> 円							11,700 人以上 12,300 人未満	<u>30,011,000</u> 円			
			12,300 人以上 12,900 人未満	<u>34,043,000</u> 円							12,300 人以上 12,900 人未満	<u>31,493,000</u> 円			
			12,900 人以上 13,500 人未満	<u>35,645,000</u> 円							12,900 人以上 13,500 人未満	<u>32,975,000</u> 円			
			13,500 人以上 14,100 人未満	<u>37,247,000</u> 円							13,500 人以上 14,100 人未満	<u>34,457,000</u> 円			
			14,100 人以上 14,700 人未満	<u>38,849,000</u> 円							14,100 人以上 14,700 人未満	<u>35,939,000</u> 円			
			14,700 人以上 15,300 人未満	<u>40,451,000</u> 円							14,700 人以上 15,300 人未満	<u>37,421,000</u> 円			
			15,300 人以上 15,900 人未満	<u>42,053,000</u> 円							15,300 人以上 15,900 人未満	<u>38,903,000</u> 円			
			15,900 人以上 16,500 人未満	<u>43,655,000</u> 円							15,900 人以上 16,500 人未満	<u>40,385,000</u> 円			
			16,500 人以上 17,100 人未満	<u>45,257,000</u> 円							16,500 人以上 17,100 人未満	<u>41,867,000</u> 円			
			17,100 人以上 17,700 人未満	<u>46,859,000</u> 円							17,100 人以上 17,700 人未満	<u>43,349,000</u> 円			

		<table><tr><td>17,700 人以上 18,300 人未満</td><td><u>48,461,000</u> 円</td></tr><tr><td>18,300 人以上 18,900 人未満</td><td><u>50,063,000</u> 円</td></tr><tr><td>18,900 人以上 19,500 人未満</td><td><u>51,665,000</u> 円</td></tr><tr><td>19,500 人以上 20,100 人未満</td><td><u>53,267,000</u> 円</td></tr></table>	17,700 人以上 18,300 人未満	<u>48,461,000</u> 円	18,300 人以上 18,900 人未満	<u>50,063,000</u> 円	18,900 人以上 19,500 人未満	<u>51,665,000</u> 円	19,500 人以上 20,100 人未満	<u>53,267,000</u> 円						<table><tr><td>17,700 人以上 18,300 人未満</td><td><u>44,831,000</u> 円</td></tr><tr><td>18,300 人以上 18,900 人未満</td><td><u>46,313,000</u> 円</td></tr><tr><td>18,900 人以上 19,500 人未満</td><td><u>47,795,000</u> 円</td></tr><tr><td>19,500 人以上 20,100 人未満</td><td><u>49,277,000</u> 円</td></tr></table>	17,700 人以上 18,300 人未満	<u>44,831,000</u> 円	18,300 人以上 18,900 人未満	<u>46,313,000</u> 円	18,900 人以上 19,500 人未満	<u>47,795,000</u> 円	19,500 人以上 20,100 人未満	<u>49,277,000</u> 円				
17,700 人以上 18,300 人未満	<u>48,461,000</u> 円																											
18,300 人以上 18,900 人未満	<u>50,063,000</u> 円																											
18,900 人以上 19,500 人未満	<u>51,665,000</u> 円																											
19,500 人以上 20,100 人未満	<u>53,267,000</u> 円																											
17,700 人以上 18,300 人未満	<u>44,831,000</u> 円																											
18,300 人以上 18,900 人未満	<u>46,313,000</u> 円																											
18,900 人以上 19,500 人未満	<u>47,795,000</u> 円																											
19,500 人以上 20,100 人未満	<u>49,277,000</u> 円																											
		※20,100 人以上の場合は別途協議						※20,100 人以上の場合は別途協議																				
		(イ) 基幹型施設加算	<u>1,400,000</u> 円					(イ) 基幹型施設加算	<u>1,330,000</u> 円																			
		イ～ウ (略)						イ～ウ (略)																				
		エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算						エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算																				
		(児童 1 人当たり日額)	<u>4,200</u> 円					(児童 1 人当たり日額)	<u>3,900</u> 円																			
		オ (略)						オ (略)																				
		(2) 幼稚園型 I						(2) 幼稚園型 I																				
		ア 在籍園児分（ウを除く）（児童 1 人当たり日額）						ア 在籍園児分（ウを除く）（児童 1 人当たり日額）																				
		(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)						(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)																				
		I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設						I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設																				
		① 平日	<u>480</u> 円					① 平日	<u>440</u> 円																			
		② 長期休業日（8 時間未満）	<u>480</u> 円					② 長期休業日（8 時間未満）	<u>440</u> 円																			
		③ 長期休業日（8 時間以上）	<u>960</u> 円					③ 長期休業日（8 時間以上）	<u>880</u> 円																			
		II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設						II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設																				
		① 平日						① 平日																				
		(<u>1,760,000</u> 円 ÷ 年間延べ利用児童数) - <u>440</u> 円						(<u>1,600,000</u> 円 ÷ 年間延べ利用児童数) - <u>400</u> 円																				
		(10円未満切り捨て)						(10円未満切り捨て)																				
		② 長期休業日（8 時間未満）	<u>440</u> 円					② 長期休業日（8 時間未満）	<u>400</u> 円																			

		③ 長期休業日（８時間以上） <u>880</u>円					③ 長期休業日（８時間以上） <u>800</u>円			
		(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) <u>880</u>円					(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) <u>800</u>円			
		(7) ～(9) (略)					(7) ～(9) (略)			
		イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額）					イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額）			
		(7) 基本分 <u>880</u>円					(7) 基本分 <u>800</u>円			
		(4) (略)					(4) (略)			
		ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額） (略)					ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額） (略)			
		※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、<u>11,245,300</u>円 を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(7)Ⅰ ③、ア(7)Ⅱ③、ア(7)、ア(エ)、ア(イ)、イ(4)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>11,245,300</u>円を超えた場合は、この限りでない）。					※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、<u>10,223,000</u>円 を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(7)Ⅰ ③、ア(7)Ⅱ③、ア(7)、ア(エ)、ア(イ)、イ(4)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>10,223,000</u>円を超えた場合は、この限りでない）。			
		(３) 幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）					(３) 幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）			
		ア ２歳児					ア ２歳児			
		Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設					Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設			
		(7) 基本分 <u>2,910</u>円					(7) 基本分 <u>2,650</u>円			
		(4) (略)					(4) (略)			
		Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ					Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ			

		利用児童数が1,500人未満の施設						利用児童数が1,500人未満の施設				
		(7) 基本分	2,560円					(7) 基本分	2,250円			
		(4) (略)						(4) (略)				
		イ 1歳児						イ 1歳児				
		(7) 基本分	2,560円					(7) 基本分	2,250円			
		(4) (略)						(4) (略)				
		ウ 0歳児						ウ 0歳児				
		(7) 基本分	5,120円					(7) 基本分	4,500円			
		(4) (略)						(4) (略)				
		(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）						(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）				
		ア 基本分	2,800円					ア 基本分	2,600円			
		イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算						イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算				
		(児童1人当たり日額)	4,200円					(児童1人当たり日額)	3,900円			
		ウ (略)						ウ (略)				
		(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）						(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）				
		ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童						ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童				
		利用時間4時間以上	12,000円					利用時間4時間以上	11,000円			
		利用時間4時間未満	6,000円					利用時間4時間未満	5,500円			
		イ 緊急一時預かり対象児童						イ 緊急一時預かり対象児童				
		利用時間4時間以上	16,000円					利用時間4時間以上	14,000円			
		利用時間4時間未満	8,000円					利用時間4時間未満	7,000円			
		ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算						ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算				
		(児童1人当たり日額)	4,200円					(児童1人当たり日額)	3,900円			

	エ (略) (6) 災害特例型 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて、<u>本事業</u>で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、<u>算定される金額 (児童1人当たり月額)</u> <u>・子ども・子育て支援法第27条第3項により算定される金額</u> <u>・子ども・子育て支援法第29条第3項により算定される金額</u> <u>・子ども・子育て支援法第28条第2項第2号若しくは第3号により算定される金額</u> <u>・子ども・子育て支援法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号により算定される金額</u> ※月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 2 (略)					エ (略) (6) 災害特例型 ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、<u>子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額 (児童1人当たり月額)</u> ※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 <u>イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童 (児童1人当たり日額)</u> <u>1,600円</u> <u>ウ ア、イ以外の児童 (児童1人当たり日額)</u> <u>4,650円</u> 2 (略)		
一時 預かり事業 (その他)	1 運営費の事務経費加算 (一般型に限る) <u>3,044,000円</u>	(略)				一時 預かり事業 (その他) 1 運営費の事務経費加算 (一般型に限る) <u>2,670,000円</u>	(略)	

[illegible]

			<table><tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td><u>12,980,000</u>円</td></tr><tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td><u>14,160,000</u>円</td></tr><tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>15,340,000</u>円</td></tr><tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>16,520,000</u>円</td></tr><tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>17,700,000</u>円</td></tr><tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>18,880,000</u>円</td></tr><tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>20,060,000</u>円</td></tr><tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>21,240,000</u>円</td></tr><tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>22,420,000</u>円</td></tr><tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>23,600,000</u>円</td></tr><tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>24,640,000</u>円</td></tr><tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td><u>26,880,000</u>円</td></tr><tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td><u>29,120,000</u>円</td></tr><tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td><u>31,360,000</u>円</td></tr><tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td><u>33,600,000</u>円</td></tr><tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td><u>33,920,000</u>円</td></tr><tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td><u>36,040,000</u>円</td></tr><tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td><u>38,160,000</u>円</td></tr><tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td><u>40,280,000</u>円</td></tr><tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td><u>42,400,000</u>円</td></tr></table>	1,000人以上1,100人未満	<u>12,980,000</u> 円	1,100人以上1,200人未満	<u>14,160,000</u> 円	1,200人以上1,300人未満	<u>15,340,000</u> 円	1,300人以上1,400人未満	<u>16,520,000</u> 円	1,400人以上1,500人未満	<u>17,700,000</u> 円	1,500人以上1,600人未満	<u>18,880,000</u> 円	1,600人以上1,700人未満	<u>20,060,000</u> 円	1,700人以上1,800人未満	<u>21,240,000</u> 円	1,800人以上1,900人未満	<u>22,420,000</u> 円	1,900人以上2,000人未満	<u>23,600,000</u> 円	2,000人以上2,200人未満	<u>24,640,000</u> 円	2,200人以上2,400人未満	<u>26,880,000</u> 円	2,400人以上2,600人未満	<u>29,120,000</u> 円	2,600人以上2,800人未満	<u>31,360,000</u> 円	2,800人以上3,000人未満	<u>33,600,000</u> 円	3,000人以上3,200人未満	<u>33,920,000</u> 円	3,200人以上3,400人未満	<u>36,040,000</u> 円	3,400人以上3,600人未満	<u>38,160,000</u> 円	3,600人以上3,800人未満	<u>40,280,000</u> 円	3,800人以上4,000人未満	<u>42,400,000</u> 円							<table><tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td><u>12,430,000</u>円</td></tr><tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td><u>13,560,000</u>円</td></tr><tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>14,690,000</u>円</td></tr><tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>15,820,000</u>円</td></tr><tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>16,950,000</u>円</td></tr><tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>18,080,000</u>円</td></tr><tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>19,210,000</u>円</td></tr><tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>20,340,000</u>円</td></tr><tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>21,470,000</u>円</td></tr><tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>22,600,000</u>円</td></tr><tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>23,540,000</u>円</td></tr><tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td><u>25,680,000</u>円</td></tr><tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td><u>27,820,000</u>円</td></tr><tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td><u>29,960,000</u>円</td></tr><tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td><u>32,100,000</u>円</td></tr><tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td><u>32,640,000</u>円</td></tr><tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td><u>34,680,000</u>円</td></tr><tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td><u>36,720,000</u>円</td></tr><tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td><u>38,760,000</u>円</td></tr><tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td><u>40,800,000</u>円</td></tr></table>	1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000</u> 円	1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000</u> 円	1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000</u> 円	1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000</u> 円	1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000</u> 円	1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000</u> 円	1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000</u> 円	1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000</u> 円	1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000</u> 円	1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000</u> 円	2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000</u> 円	2,200人以上2,400人未満	<u>25,680,000</u> 円	2,400人以上2,600人未満	<u>27,820,000</u> 円	2,600人以上2,800人未満	<u>29,960,000</u> 円	2,800人以上3,000人未満	<u>32,100,000</u> 円	3,000人以上3,200人未満	<u>32,640,000</u> 円	3,200人以上3,400人未満	<u>34,680,000</u> 円	3,400人以上3,600人未満	<u>36,720,000</u> 円	3,600人以上3,800人未満	<u>38,760,000</u> 円	3,800人以上4,000人未満	<u>40,800,000</u> 円				
1,000人以上1,100人未満	<u>12,980,000</u> 円																																																																																													
1,100人以上1,200人未満	<u>14,160,000</u> 円																																																																																													
1,200人以上1,300人未満	<u>15,340,000</u> 円																																																																																													
1,300人以上1,400人未満	<u>16,520,000</u> 円																																																																																													
1,400人以上1,500人未満	<u>17,700,000</u> 円																																																																																													
1,500人以上1,600人未満	<u>18,880,000</u> 円																																																																																													
1,600人以上1,700人未満	<u>20,060,000</u> 円																																																																																													
1,700人以上1,800人未満	<u>21,240,000</u> 円																																																																																													
1,800人以上1,900人未満	<u>22,420,000</u> 円																																																																																													
1,900人以上2,000人未満	<u>23,600,000</u> 円																																																																																													
2,000人以上2,200人未満	<u>24,640,000</u> 円																																																																																													
2,200人以上2,400人未満	<u>26,880,000</u> 円																																																																																													
2,400人以上2,600人未満	<u>29,120,000</u> 円																																																																																													
2,600人以上2,800人未満	<u>31,360,000</u> 円																																																																																													
2,800人以上3,000人未満	<u>33,600,000</u> 円																																																																																													
3,000人以上3,200人未満	<u>33,920,000</u> 円																																																																																													
3,200人以上3,400人未満	<u>36,040,000</u> 円																																																																																													
3,400人以上3,600人未満	<u>38,160,000</u> 円																																																																																													
3,600人以上3,800人未満	<u>40,280,000</u> 円																																																																																													
3,800人以上4,000人未満	<u>42,400,000</u> 円																																																																																													
1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000</u> 円																																																																																													
1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000</u> 円																																																																																													
1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000</u> 円																																																																																													
1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000</u> 円																																																																																													
1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000</u> 円																																																																																													
1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000</u> 円																																																																																													
1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000</u> 円																																																																																													
1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000</u> 円																																																																																													
1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000</u> 円																																																																																													
1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000</u> 円																																																																																													
2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000</u> 円																																																																																													
2,200人以上2,400人未満	<u>25,680,000</u> 円																																																																																													
2,400人以上2,600人未満	<u>27,820,000</u> 円																																																																																													
2,600人以上2,800人未満	<u>29,960,000</u> 円																																																																																													
2,800人以上3,000人未満	<u>32,100,000</u> 円																																																																																													
3,000人以上3,200人未満	<u>32,640,000</u> 円																																																																																													
3,200人以上3,400人未満	<u>34,680,000</u> 円																																																																																													
3,400人以上3,600人未満	<u>36,720,000</u> 円																																																																																													
3,600人以上3,800人未満	<u>38,760,000</u> 円																																																																																													
3,800人以上4,000人未満	<u>40,800,000</u> 円																																																																																													
		※4,000人以上の場合は別途協議						※4,000人以上の場合は別途協議																																																																																						
		イ～オ（略）						イ～オ（略）																																																																																						
		カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 <u>1,542,000</u> 円						カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 <u>1,300,000</u> 円																																																																																						
		(3)（略）						(3)（略）																																																																																						

		2 病後児対応型					2 病後児対応型			
		(1) 基本分	1 か所当たり年額	6,894,000円			(1) 基本分	1 か所当たり年額	6,338,000円	
			うち改善分	2,225,000円				うち改善分	2,225,000円	
		※	ただし、 <u>以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。</u>				※	ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施 <u>しない場合は、改善分を減算すること</u>		
			・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施 <u>する。</u>							
			・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるICTを導入している。							
		(2) 加算分					(2) 加算分			
		ア	年間延べ利用児童数に応じた加算				ア	年間延べ利用児童数に応じた加算		
			年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)				年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)	
			50 人以上 100 人未満	1,300,000 円				50 人以上 100 人未満	1,300,000 円	
			100 人以上 150 人未満	1,663,800 円				100 人以上 150 人未満	1,593,300 円	
			150 人以上 200 人未満	2,218,400 円				150 人以上 200 人未満	2,124,400 円	
			200 人以上 300 人未満	3,327,600 円				200 人以上 300 人未満	3,186,600 円	
			300 人以上 400 人未満	4,436,800 円				300 人以上 400 人未満	4,248,800 円	
			400 人以上 500 人未満	5,546,000 円				400 人以上 500 人未満	5,311,000 円	
			500 人以上 600 人未満	6,655,200 円				500 人以上 600 人未満	6,373,200 円	
			600 人以上 700 人未満	7,764,400 円				600 人以上 700 人未満	7,435,400 円	
			700 人以上 800 人未満	8,873,600 円				700 人以上 800 人未満	8,497,600 円	
			800 人以上 900 人未満	9,982,800 円				800 人以上 900 人未満	9,559,800 円	
			900 人以上 1,000 人未満	11,092,000 円				900 人以上 1,000 人未満	10,622,000 円	
			1,000 人以上 1,100 人未満	12,201,200 円				1,000 人以上 1,100 人未満	11,684,200 円	
			1,100 人以上 1,200 人未満	13,310,400 円				1,100 人以上 1,200 人未満	12,746,400 円	

			<table><tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>14,419,600</u>円</td></tr><tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>15,528,800</u>円</td></tr><tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>16,638,000</u>円</td></tr><tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>17,747,200</u>円</td></tr><tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>18,856,400</u>円</td></tr><tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>19,965,600</u>円</td></tr><tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>21,074,800</u>円</td></tr><tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>22,184,000</u>円</td></tr><tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>23,161,600</u>円</td></tr><tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td><u>25,267,200</u>円</td></tr><tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td><u>27,372,800</u>円</td></tr><tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td><u>29,478,400</u>円</td></tr><tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td><u>31,584,000</u>円</td></tr><tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td><u>31,884,800</u>円</td></tr><tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td><u>33,877,600</u>円</td></tr><tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td><u>35,870,400</u>円</td></tr><tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td><u>37,863,200</u>円</td></tr><tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td><u>39,856,000</u>円</td></tr></table>	1,200人以上1,300人未満	<u>14,419,600</u> 円	1,300人以上1,400人未満	<u>15,528,800</u> 円	1,400人以上1,500人未満	<u>16,638,000</u> 円	1,500人以上1,600人未満	<u>17,747,200</u> 円	1,600人以上1,700人未満	<u>18,856,400</u> 円	1,700人以上1,800人未満	<u>19,965,600</u> 円	1,800人以上1,900人未満	<u>21,074,800</u> 円	1,900人以上2,000人未満	<u>22,184,000</u> 円	2,000人以上2,200人未満	<u>23,161,600</u> 円	2,200人以上2,400人未満	<u>25,267,200</u> 円	2,400人以上2,600人未満	<u>27,372,800</u> 円	2,600人以上2,800人未満	<u>29,478,400</u> 円	2,800人以上3,000人未満	<u>31,584,000</u> 円	3,000人以上3,200人未満	<u>31,884,800</u> 円	3,200人以上3,400人未満	<u>33,877,600</u> 円	3,400人以上3,600人未満	<u>35,870,400</u> 円	3,600人以上3,800人未満	<u>37,863,200</u> 円	3,800人以上4,000人未満	<u>39,856,000</u> 円							<table><tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>13,808,600</u>円</td></tr><tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>14,870,800</u>円</td></tr><tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>15,933,000</u>円</td></tr><tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>16,995,200</u>円</td></tr><tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>18,057,400</u>円</td></tr><tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>19,119,600</u>円</td></tr><tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>20,181,800</u>円</td></tr><tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>21,244,000</u>円</td></tr><tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>22,127,600</u>円</td></tr><tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td><u>24,139,200</u>円</td></tr><tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td><u>26,150,800</u>円</td></tr><tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td><u>28,162,400</u>円</td></tr><tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td><u>30,174,000</u>円</td></tr><tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td><u>30,681,600</u>円</td></tr><tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td><u>32,599,200</u>円</td></tr><tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td><u>34,516,800</u>円</td></tr><tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td><u>36,434,400</u>円</td></tr><tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td><u>38,352,000</u>円</td></tr></table>	1,200人以上1,300人未満	<u>13,808,600</u> 円	1,300人以上1,400人未満	<u>14,870,800</u> 円	1,400人以上1,500人未満	<u>15,933,000</u> 円	1,500人以上1,600人未満	<u>16,995,200</u> 円	1,600人以上1,700人未満	<u>18,057,400</u> 円	1,700人以上1,800人未満	<u>19,119,600</u> 円	1,800人以上1,900人未満	<u>20,181,800</u> 円	1,900人以上2,000人未満	<u>21,244,000</u> 円	2,000人以上2,200人未満	<u>22,127,600</u> 円	2,200人以上2,400人未満	<u>24,139,200</u> 円	2,400人以上2,600人未満	<u>26,150,800</u> 円	2,600人以上2,800人未満	<u>28,162,400</u> 円	2,800人以上3,000人未満	<u>30,174,000</u> 円	3,000人以上3,200人未満	<u>30,681,600</u> 円	3,200人以上3,400人未満	<u>32,599,200</u> 円	3,400人以上3,600人未満	<u>34,516,800</u> 円	3,600人以上3,800人未満	<u>36,434,400</u> 円	3,800人以上4,000人未満	<u>38,352,000</u> 円				
1,200人以上1,300人未満	<u>14,419,600</u> 円																																																																																					
1,300人以上1,400人未満	<u>15,528,800</u> 円																																																																																					
1,400人以上1,500人未満	<u>16,638,000</u> 円																																																																																					
1,500人以上1,600人未満	<u>17,747,200</u> 円																																																																																					
1,600人以上1,700人未満	<u>18,856,400</u> 円																																																																																					
1,700人以上1,800人未満	<u>19,965,600</u> 円																																																																																					
1,800人以上1,900人未満	<u>21,074,800</u> 円																																																																																					
1,900人以上2,000人未満	<u>22,184,000</u> 円																																																																																					
2,000人以上2,200人未満	<u>23,161,600</u> 円																																																																																					
2,200人以上2,400人未満	<u>25,267,200</u> 円																																																																																					
2,400人以上2,600人未満	<u>27,372,800</u> 円																																																																																					
2,600人以上2,800人未満	<u>29,478,400</u> 円																																																																																					
2,800人以上3,000人未満	<u>31,584,000</u> 円																																																																																					
3,000人以上3,200人未満	<u>31,884,800</u> 円																																																																																					
3,200人以上3,400人未満	<u>33,877,600</u> 円																																																																																					
3,400人以上3,600人未満	<u>35,870,400</u> 円																																																																																					
3,600人以上3,800人未満	<u>37,863,200</u> 円																																																																																					
3,800人以上4,000人未満	<u>39,856,000</u> 円																																																																																					
1,200人以上1,300人未満	<u>13,808,600</u> 円																																																																																					
1,300人以上1,400人未満	<u>14,870,800</u> 円																																																																																					
1,400人以上1,500人未満	<u>15,933,000</u> 円																																																																																					
1,500人以上1,600人未満	<u>16,995,200</u> 円																																																																																					
1,600人以上1,700人未満	<u>18,057,400</u> 円																																																																																					
1,700人以上1,800人未満	<u>19,119,600</u> 円																																																																																					
1,800人以上1,900人未満	<u>20,181,800</u> 円																																																																																					
1,900人以上2,000人未満	<u>21,244,000</u> 円																																																																																					
2,000人以上2,200人未満	<u>22,127,600</u> 円																																																																																					
2,200人以上2,400人未満	<u>24,139,200</u> 円																																																																																					
2,400人以上2,600人未満	<u>26,150,800</u> 円																																																																																					
2,600人以上2,800人未満	<u>28,162,400</u> 円																																																																																					
2,800人以上3,000人未満	<u>30,174,000</u> 円																																																																																					
3,000人以上3,200人未満	<u>30,681,600</u> 円																																																																																					
3,200人以上3,400人未満	<u>32,599,200</u> 円																																																																																					
3,400人以上3,600人未満	<u>34,516,800</u> 円																																																																																					
3,600人以上3,800人未満	<u>36,434,400</u> 円																																																																																					
3,800人以上4,000人未満	<u>38,352,000</u> 円																																																																																					
			※4,000人以上の場合は別途協議								※4,000人以上の場合は別途協議																																																																											
			イ～オ（略）									イ～オ（略）																																																																										
			カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 <u>1,542,000</u> 円									カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 <u>1,300,000</u> 円																																																																										
			(3)（略）									(3)（略）																																																																										
			3 体調不良児対応型									3 体調不良児対応型																																																																										

		(1) 基本分 1 か所当たり年額 <u>5,254,000</u>円 (ただし、事業期間が6 か月未満の施設にあっては、<u>2,627,000</u>円) ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 (2) ～ (3) (略) 4 (略)					(1) 基本分 1 か所当たり年額 <u>4,794,000</u>円 (ただし、事業期間が6 か月未満の施設にあっては、<u>2,397,000</u>円) ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 (2) ～ (3) (略) 4 (略)		
	病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)		病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)		
	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ ト・セ	(略)	(略)		(略)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ ト・セ	(略)	(略)	

ンター 事業)					ンター 事業)					
産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	(1)デイサービス・アウトリーチ型 1 か所あたり <u>1,849,300</u>円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,849,300</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ <u>1,849,300</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2)ショートステイ型 1 か所あたり <u>2,781,800</u>円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,781,800</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ <u>2,781,800</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (3)24時間365日受入体制整備加算 1 か所あたり年額 <u>3,080,600</u>円 (4)～(6) (略)	(略)		産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	(1)デイサービス・アウトリーチ型 1 か所あたり <u>1,788,000</u>円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,788,000</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ <u>1,788,000</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2)ショートステイ型 1 か所あたり <u>2,605,700</u>円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,605,700</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ <u>2,605,700</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (3)24時間365日受入体制整備加算 1 か所あたり年額 <u>2,943,600</u>円 (4)～(6) (略)	(略)		

		(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 1 か所あたり <u>182,900</u>円×実施月数 ※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1 か所分として申請すること。 (8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算 1 か所あたり <u>256,700</u>円×実施月数 ※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。					(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 1 か所あたり <u>174,200</u>円×実施月数 ※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1 か所分として申請すること。 (8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算 1 か所あたり <u>244,600</u>円×実施月数 ※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども通園制度）</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども通園制度）</u>	<u>1 乳児等通園支援</u> <u>乳児等通園支援を行うために必要な経費</u> <u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u> <table><tr><td><u>人口100万人以上</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>167,430,000円</u></td></tr><tr><td><u>人口50万人以上100万人未満</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>134,180,000円</u></td></tr><tr><td><u>人口10万人以上50万人未満</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>125,568,000円</u></td></tr><tr><td><u>人口5万人以上10万人未満</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>37,189,000円</u></td></tr><tr><td><u>人口5万人未満</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>17,214,000円</u></td></tr></table> <u>2 指導監督</u> <u>事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費</u> <u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u> <table><tr><td><u>人口100万人以上</u></td><td><u>1 自治体当たり</u></td><td><u>18,252,000円</u></td></tr></table>	<u>人口100万人以上</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>167,430,000円</u>	<u>人口50万人以上100万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>134,180,000円</u>	<u>人口10万人以上50万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>125,568,000円</u>	<u>人口5万人以上10万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>37,189,000円</u>	<u>人口5万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>17,214,000円</u>	<u>人口100万人以上</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>18,252,000円</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども通園制度）の実施に必要な経費</u>	<u>国</u> <u>3/4</u> <u>市町村</u> <u>1/4</u>
<u>人口100万人以上</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>167,430,000円</u>																									
<u>人口50万人以上100万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>134,180,000円</u>																									
<u>人口10万人以上50万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>125,568,000円</u>																									
<u>人口5万人以上10万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>37,189,000円</u>																									
<u>人口5万人未満</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>17,214,000円</u>																									
<u>人口100万人以上</u>	<u>1 自治体当たり</u>	<u>18,252,000円</u>																									

								<u>人口50万人以上100万人未満</u> <u>1 自治体当たり</u> <u>9,126,000円</u>		
								<u>人口50万人未満</u> <u>1 自治体当たり</u> <u>4,563,000円</u>		
								<u>3 賃借料補助</u>		
								<u>こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る）</u>		
								<u>1 事業所当たり</u> <u>3,066,000円</u>		
								<u>※ 3 については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</u>		
<u>子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育</u>	<u>子ども・子育て支援に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育</u>	<u>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業</u> <u>（1）業務の ICT化を行うためのシステムの導入</u> <u>（2）研修のオンライン化</u> <u>（1）、（2）の合計</u> <u>500,000円</u> <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u> <u>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要な ICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</u> <u>（3）通訳や翻訳のための機器の導入</u> <u>150,000円</u>	<u>ICT化推進事業の実施に必要な経費</u>	<u>国</u> <u>1/3</u> <u>都道府県</u> <u>1/3</u> <u>市町村</u> <u>1/3</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

<u>事業を 除く。)</u>	<u>育事業、 一預かり 事業、 病児 保育 事業 を除く。)</u> <u>(特 例措 置分 (1)</u>	※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。							
<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>子 ども・子 育て支 援法に 基づく 地域子 ども・ 子育て 支援事 業（延 長保育</u>	<u>子 ども・ 子育 て支 援法 に基 づく 地域 子 ども・ 子育 て支 援事 業（延 長保育</u>	<u>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業（令和6年度補正 予算分）</u> <u>（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入</u> <u>（2）研修のオンライン化</u> <u>（1）、（2）の合計 500,000円</u> <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリ ー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u> <u>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必</u>	<u>ICT化推 進事業（令 和6年度補 正予算分）</u> <u>の実施に必 要な経費</u>	<u>国 1/3</u> <u>都道 府県 1/3</u> <u>市町村 1/3</u>

							<u>事業、</u> <u>一預か</u> <u>り事</u> <u>業、病</u> <u>児保育</u> <u>事業、</u> <u>乳児等</u> <u>通園支</u> <u>援事業</u> <u>(こど</u> <u>も誰で</u> <u>も通園</u> <u>制度)</u> <u>を除</u> <u>く。)</u>	<u>て支</u> <u>援事</u> <u>業</u> <u>(延</u> <u>長保</u> <u>育事</u> <u>業、</u> <u>一預</u> <u>かり</u> <u>事</u> <u>業、</u> <u>病児</u> <u>保育</u> <u>事</u> <u>業、</u> <u>乳児</u> <u>等通</u> <u>園支</u> <u>援事</u> <u>業</u> <u>(こ</u> <u>ども</u> <u>誰で</u> <u>も通</u> <u>園制</u> <u>度)</u> <u>を除</u>	<u>要な I C T 機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修</u> <u>をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限</u> <u>る。</u> <u>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入</u> <u>150,000円</u> <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、</u> <u>養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ</u> <u>ー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u> <u>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システ</u> <u>ム等の導入に係る経費に限る。</u>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--

							<u>く。)</u>			
							<u>(特</u>			
							<u>例措</u>			
							<u>置分</u>			
							<u>(1</u>			
							<u>))</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

改正後	現行
別紙様式1～8 (略)	別紙様式1～8 (略)

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

数値上の集合は、これを別けるものとする。)を記入すること。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

4. ③欄には、⑦欄の類に1/3(利用者支援事業(基本型、特定型)とも呼称)と1/2(利用者支援事業(包括型)を含む利用者支援事業型、連携ケア事業の場合)は1/2を算して得た額(1,000円未満の端数が生じれば、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

改正後

現行

別表1(別業)

(注)上の注記

1. 特別措置分(1)業には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業における行政推進事業(令和5年度補正予算分)について記入すること。

2. 5.8欄には、交付要綱の別掲の表3欄に定める事業費額を記入すること。

3. 6.8欄は3.8欄、4.8欄及び5.8欄に比例し、最も小さい額を記入すること。

4. 7.8欄には、6.8欄の額を1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てたものとする。)を記入すること。

5. 8.8欄には、7.8欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てたものとする。)を記入すること。

事業名	総事業費 ① 円	交付金その他の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	国庫補助基本額 ⑤ 円	連立額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
IV.特別措置分(1)								
妊産婦支援事業								
妊産婦児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳幼児健全予防事業								
産後支援施設事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
特別措置分(1)計								

1.3

(削除)

改正後

別表1(別葉)

事業名

総事業費
①
円

交付金その他の
収入予定額
②
円

差引額
③(①-②)
円

対象経費の
支出予定額
④
円

国庫補助
基準額
⑤
円

還元額
⑥
円

国庫補助
基本額
⑦
円

国庫補助
所要額
⑧
円

123

Ⅳ 特別措置分(1)

利用者支援事業

地域後援者育成事業

子育て利用支援事業

利用者健全育成事業

養育支援利用事業

子育て後援者育成事業

児童育成支援利用事業

親子関係形成支援事業

児童子育て支援利用事業

子育て援助活動支援事業

子育て事業

特別措置分(1) 計

記入上の注意

1. 特別措置分(1)業種には、特別措置分のうち、1. 地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業について記入すること。

2. ⑤欄には、交付事業の別項の算出額に定まる基準額を記入すること。

3. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。

4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

5. ⑧欄には、⑦欄の額に④を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。)を記入すること。

現行

(新規)

現行

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
IV 特例措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
乳児保育事業(乳児1歳未満児、乳児2歳未満児、児童2歳未満児、児童3歳未満児)								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)								
特例措置分(2) 計								1/3
特例措置分 小計								
総 合 計								

- (記入上の注意)
- 特例措置分(2)欄には、特例措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)について記入すること。
 - ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - 「特例措置分 小計」欄には、別添1(別業1)の「特例措置分(1) 計」欄及び「特例措置分(1) 計」欄の額を合計した額を記入すること。
 - 「総合計」欄は、別添1(別業)の合計欄と、別添1(別業)の「特例措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
IV 特例措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
乳児保育事業(乳児1歳未満児、乳児2歳未満児、児童2歳未満児、児童3歳未満児)								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
特例措置分(2) 計								1/3
特例措置分 小計								
総 合 計								

- (記入上の注意)
- 特例措置分(2)欄には、特例措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)について記入すること。
 - ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - 「特例措置分 小計」欄には、別添1(別業1)の「特例措置分(1) 計」欄及び「特例措置分(1) 計」欄の額を合計した額を記入すること。
 - 「総合計」欄は、別添1(別業)の合計欄と、別添1(別業)の「特例措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

現行

別表2
1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
基本型、特定型、子ども家庭センター型			
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 子ども家庭センター型			
のうち、ア～オ+開設準備経費(④欄)			
のうち、カ			
小計(1～3)	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1. 妊婦等包括相談支援事業型			

(記入上の注意)
1. ②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)子ども家庭センター型」「(4)妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

改正後

別表2
1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
基本型、特定型、子ども家庭センター型			
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 子ども家庭センター型			
のうち、ア～オ+開設準備経費(④欄)			
のうち、カ			
小計(1～3)	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1. 妊婦等包括相談支援事業型			

(記入上の注意)
1. ②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)子ども家庭センター型」「(4)妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

改正後	現行
別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型 (略)	別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型 (略)

現行

(2) 特定型

実施条件

保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けていること

0～5歳乳人口

(x10,000人の割合)は100の倍数を記入する。記入しない。

①

地区	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 (通所より)	事業実施 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出張・休日 支戻	機能強化 のための 取組	多言語対応 通訳の 配置	特別 支援 対応	開設 準備状況	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金率額
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		⑭	⑮
2																
3																
4																
5																
計																

- （記入上の注意）

1. ①欄は、1万人単位（1万人未満切り上げ）により記入すること。（例：15,000人の場合、「15,000」と記入すること。）
 2. ②欄は、地域子育て支援拠点（一施設型）、地域子育て支援拠点（運営型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保育園（福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、児童館等）を指す。その他、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保育園（福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設）以外の施設を指す場合は、②欄に「その他」と記入すること。
 ※「公営施設」とは、上記に記載した公営施設以外の公営施設をいう。
 3. ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
 4. ⑤欄は、月間（1か月）の事業実施月数を記入すること。
 5. ⑥欄は、月間（1か月）の事業実施日数を記入すること。
 6. ⑦欄は、出張・出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 7. ⑧欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 8. ⑨欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 9. ⑩欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 10. ⑪欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。

改正後

(2) 特定型

実施条件

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けていること

0～5歳乳人口

(x10,000人の割合)は100の倍数を記入する。記入しない。

①

地区	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 (通所より)	事業実施 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出張・休日 支戻	機能強化 のための 取組	多言語対応 通訳の 配置	特別 支援 対応	開設 準備状況	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金率額
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		⑭	⑮
2																
3																
4																
5																
計																

- （記入上の注意）

1. ①欄は、1万人単位（1万人未満切り上げ）により記入すること。（例：15,000人の場合、「15,000」と記入すること。）
 2. ②欄は、地域子育て支援拠点（一施設型）、地域子育て支援拠点（運営型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保育園（福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設）を指す。その他、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保育園（福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設）以外の施設を指す場合は、②欄に「その他」と記入すること。
 ※「公営施設」とは、上記に記載した公営施設以外の公営施設をいう。
 3. ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
 4. ⑤欄は、月間（1か月）の事業実施月数を記入すること。
 5. ⑥欄は、月間（1か月）の事業実施日数を記入すること。
 6. ⑦欄は、出張・出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 7. ⑧欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 8. ⑨欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 9. ⑩欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。
 10. ⑪欄は、出張型支援のための取組の事業に適用する場合には「有」を記入すること。

改正後	現行
別表2 1. 利用者支援事業 (3)こども家庭センター型 (略)	別表2 1. 利用者支援事業 (3)こども家庭センター型 (略)

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載する

現行

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に【有1、委託しない場合に【無1と記載する。

改正後

別添2
2 延長保育事業
市町村名

類型	か所数	延長保育の 文出予定額	国庫補助 基準額
1 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2 一施設型(保育短時間認定)			
3 訪問型(保育短時間認定)			
4 訪問型(保育短時間認定)			
計	0	0	0

記入上の注意
1 ②③欄には、(1)一般型(保育短時間認定)「(2)一施設型(保育短時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育短時間認定)」における対応する欄の金額を記載すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

施設 名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	延長保育の 文出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1			前 後	前 後			
2			前 後	前 後			
3			前 後	前 後			
4			前 後	前 後			
計							

記入上の注意

- ①欄は、事業実施施設において、(保育所認定)と(小規模A/B)「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを選択すること。
- ②欄は、事業実施施設において、(保育所の部分)については(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ③欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ④欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ⑤欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。

⑥欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。

⑦欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。

別添2
2 延長保育事業
市町村名

類型	か所数	延長保育の 文出予定額	国庫補助 基準額
1 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2 一施設型(保育短時間認定)			
3 訪問型(保育短時間認定)			
4 訪問型(保育短時間認定)			
計	0	0	0

記入上の注意
1 ②③欄には、(1)一般型(保育短時間認定)「(2)一施設型(保育短時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育短時間認定)」における対応する欄の金額を記載すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

施設施設 名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	延長保育の 文出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1			前 後	前 後			
2			前 後	前 後			
3			前 後	前 後			
4			前 後	前 後			
計							

記入上の注意

- ①欄は、事業実施施設において、(保育所認定)と(小規模A/B)「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを選択すること。
- ②欄は、事業実施施設において、(保育所の部分)については(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ③欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ④欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ⑤欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ⑥欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。
- ⑦欄は、事業実施施設(1)④に記入する場合は、(月曜)で(土曜)を記入すること。

改正後

現行

[illegible]

(2) 一般型(保育標準時間認定)

[illegible][illegible]

(2)一般型(保育標準時間認定)

[illegible]

改正後	現行
別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定) (略)	別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定) (略)

改正後	現行
別表2 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)	別表2 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)

改正後

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分			市町村名
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童健全育成事業	円	円	
放課後子ども環境整備事業	円	円	
放課後児童クラブ支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	
障害児受入強化推進事業	円	円	
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円	
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円	
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円	
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円	
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円	
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分			市町村名
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童健全育成事業	円	円	
放課後子ども環境整備事業	円	円	
放課後児童クラブ支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	
障害児受入強化推進事業	円	円	
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円	
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円	
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円	
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円	
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円	
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円	
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

I. 特定分

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(2)開所日数250日以上

市町村名

事業所名 (フリガナ)	職員配置 の区分	就業希望 月数	箇所状況										児童の数が10人未満					分	郵送開所 年月日	近中国所 年月日	付帯活動の 支出予定額	国庫補助 金額
			年間開所 日数(a) (a)-250	長期休職 分の日数	平日分		長期休職部分		児童の 数	分												
					開所時間	長期休職 開始時間	長期休職 終了時間	開所時間		長期休職 開始時間	長期休職 終了時間	山間部、 離島等、 生活支援に 係る場合	児童中心型 保育施設 がある場合	その他ごと く実質的 な児童受け 入れを行う 場合								
④ 日	⑤ 日	⑥ 日	⑦ 時間	⑧ 時間	⑨ 時間	⑩ 時間	⑪ 人	⑫ 人	⑬ 人	⑭ 人	⑮ 人	⑯ 円	⑰ 円									
1		か				~			~													
2						~			~													
3						~			~													
4						~			~													
5						~			~													
6						~			~													
7						~			~													
8						~			~													
9						~			~													
10						~			~													
合計(カ所)						/			/						カ所							

(配入上の注意)

7. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合

エ、設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合

エ、設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合

なお、年度途中で区分の変更があった場合は行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。

5. 夏季休業期間中に分室において実施する場合、④欄にその分室で実施する支援の単位数を記入すること

6. ①欄は、各月初日の児童の数(予定)(1人未満切り上げ)の年間平均を記載すること。

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

9. 10及び11欄は、新規開所又は途中開所する(した)年月日を記入すること。

改正後

I. 特定分

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(7)開所日数250日以上

市町村名

[illegible]

(記入上の注意)

2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること

イ、原則、設備運営基準どおり改修後児童支援員等を配置した場合

工、設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合、設備運営基準に基づく補助員を1名のみの配置した場合、

なお、年度途中で区分の変更が行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。³⑦及び⑧欄は、「平日」と「異期休館日」における平均時間数を記入すること。（1分未満切り

4. ⑧及び⑩種は、例のように記載し、小数第3位を切り捨てること。(例：1時間10分は1.16)

6. ③欄は、毎月初日の元重の額(予定)(入米端切り上げ)の年間平均を記載すること

8. 原、座及び立種は該条の「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに「〇」を記入すること。

10. 四 及び 五 欄は、新規開所又は途中開所する（した）年月日を記入すること

改正後	現行
別表2 (1)放課後児童健全育成事業 (イ)開所日数200日～249日 (略)	別表2 (1)放課後児童健全育成事業 (イ)開所日数200日～249日 (略)

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

(7)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村計 計画等へ 記載の有無	対象経費 の 額	国庫補助 額
			改修	備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施	
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 該当するものに○を記入すること	⑦	⑧	⑨
2									円
3									
4									
5									
合計	か所								

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余材教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校教育地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑧欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある。当該放課後児童クラブが同一の小学校教育地内等で実施される放課後子供教室との校内交流型」として実施(予定を含む。)される場合に○を記入すること。

(4)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容						市町村計 計画等へ 記載の有無	対象経費 の 額	国庫補助 額
				校内交流型の実施	校内交流型の実施	校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施	夏季休業期間中における分室の設置			
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 該当するものに○を記入すること	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	円
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余材教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校教育地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑧欄には、夏季休業期間中に分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に○を記入すること。
- ⑨欄に○をした場合、⑩欄には分室で実施する支援の単位数を記入すること。
- ⑪欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

(7)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	改修	事業内容				市町村計 計画等へ 記載の有無	対象経費 の 額	国庫補助 額
				備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防犯対策の実施			
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 該当するものに○を記入すること	⑦	⑧	⑨	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余材教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校教育地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑧欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

(4)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容						市町村計 計画等へ 記載の有無	対象経費 の 額	国庫補助 額
				校内交流型の実施	校内交流型の実施	校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施	夏季休業期間中における分室の設置			
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 該当するものに○を記入すること	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	円
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余材教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校教育地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑧欄には、夏季休業期間中に分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に○を記入すること。
- ⑨欄に○をした場合、⑩欄には分室で実施する支援の単位数を記入すること。
- ⑪欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

改正後

現行

改正後	現行
別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業 (略)	別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業 (略)

改正後	現行
別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 (略)	別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 (略)

別表2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ 箇所）			

〔記入上の注意〕

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入す
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

改正後

(削除)

別表2

Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町村名 _____

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

現行

事業所名(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目					対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			放課後児童支援員		その他		基本給	手当	手当の内容	賞与	その他の内容			
			経歴年数5年以上 10年未満	経歴年数10年以上	経歴年数0年以内	その他								
5	6	7 ヶ月	8 人	9 人	10 人	11 人	12	13	14	15	16	17	18	19
該当欄に該当する人数を記入すること。他の欄については、内容を具体的に記入すること。														
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合 計														

(記入上の注意)

1. ①～⑧欄は、支の単位ごとに填报すること。一つのクラブに複数の支の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等区分別に入力すること。
2. ⑨～⑪欄は、1月に満たない場合は、これを月として記入すること。
3. ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

Ⅲ その他分

(11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町村名 _____

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

改正後

事業所名(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数	資金改善する従事者数					資金改善する給与項目					対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			放課後児童支援員				その他	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他の内容			
			経歴年数25歳未満	経歴年数25歳以上59歳未満	経歴年数60歳未満	経歴年数60歳以上									経歴年数10年以上
⑤	⑥	⑦ 7月	⑧ 人	⑨ 人	⑩ 人	⑪ 人	⑫ 人	⑬ 人	⑭ 人	⑮ 人	⑯ 人	⑰ 人	⑱ 人	⑲ 人	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合 計															

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支の単位ごとに填报すること。一つのクラブに複数の支の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等区分別に入力すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない場合は、これを月として記入すること。

3. ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

Ⅱ. その他分

市町村名

(12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）				
申請施設数 ①	施設数		支援の単位数	
	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④	
公立小・中	か所	か所	0	か所
公立小・高			0	
公立小・特			0	
私立小・中			0	
私立小・高			0	
私立小・特			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

現行

事業所名（ラファ名）	設置 運営主体	資金改善対象者数				事業実施月数 ⑩ ヶ月	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特別事業 実施の有無 ⑪	対象児童の 支出予定額 ⑫ 円	国庫補助 基準額 ⑬ 円
		常勤職員 ⑦ 人	非常勤職員 ⑧ 人	計 ⑨（⑦+⑧） 人					
1	⑤							円	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

（記入上の注意）

2. ⑨欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのラファに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ラファ」 「〇〇ラファB」等と区分して記入すること。

3. ⑩欄は、事業実施の月数を記入することとし、事業実施の月数を記入すること。

4. ⑪欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する事業月数を記入すること。

5. ⑫欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

別表2

Ⅱ. その他分

市町村名

	(12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②
公立小・中	か所	か所
公立小・高		0
公立小・特		0
私立小・中		0
私立小・高		0
私立小・特		0
合計	0	0

（記入上の注意）

1. ②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

改正後

事業所名（ラファ名）	設置・ 運営主体	資金改善対象者数				事業実施月数 ⑩ ヶ月	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特別事業 実施の有無 ⑪	対象児童の 支出予定額 ⑫ 円	国庫補助 基準額 ⑬ 円
		常勤職員 ⑦ 人	非常勤職員 ⑧ 人	計 ⑨（⑦+⑧） 人					
1	⑤							円	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

（記入上の注意）

2. ⑨欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのラファに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ラファ」 「〇〇ラファB」等と区分して記入すること。

3. ⑩欄は、事業実施の月数を記入することとし、事業実施の月数を記入すること。

4. ⑪欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する事業月数を記入すること。

5. ⑫欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

改正後	現行
別表2 6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業 (略)	別表2 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～13. 地域子育て支援拠点事業 (略)

別表2

14. 一時預かり事業

市町村名 _____

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型（一般分）	①	②	③
2. 一般型（その他分）			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1～7)	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、(1)一般型（一般分）(1)一般型（その他分）(2)幼稚園型Ⅰ(3)幼稚園型Ⅱ(4)余給活用型(5)居宅訪問型(6)災害特例型における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

別表2

14. 一時預かり事業

市町村名 _____

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型（一般分）	①	②	③
2. 一般型（その他分）			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1～7)	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、(1)一般型（一般分）(1)一般型（その他分）(2)幼稚園型Ⅰ(3)幼稚園型Ⅱ(4)余給活用型(5)居宅訪問型(6)災害特例型における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2. ③欄の2次、一般型（一般分）について、⑤が0を超過する市町村は、市町村あたりの基本分に係る国庫補助基準額を次の算出式（※）によって算定した後、基本分を除くその他の加重及び経費に係る国庫補助基準額を
合計し金額を記入すること。
※全事業所の基本分に係る基準額合計×(4÷5)+全事業所の基本分に係る基準額合計×(5-4)÷5×0.5
3. ④欄には、管内の0～5歳人口（総務省「令和2年国勢調査」の値を記入すること。
4. ⑤欄には、管内全事業所の合計年間定く利用児童数（一般型対象児童(7～17歳)を除く)を記入すること。

管内0～5歳 人口	④	空間定く利用 児童数	⑤
	0		0

改正後

改正後	現行
別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型 (略)	別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型 (略)

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数										国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)							(延べ人数)			
				在籍する特定療育・療育施設等とは別の特定教育・療育施設等を利用するが施設別注										
				1号認定	2号認定	3号認定	⑧	⑨	⑩					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪				
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間によって利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

現行

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数							対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)								
				在籍する特定教育・療育施設等以外の特定教育・療育施設等を利用する児童数								
				1号認定	2号認定	3号認定						
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間によって利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

改正後

改正後	現行
別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型) (略)	別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型) (略)

改正後	現行
別表2 16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (略)	別表2 16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (略)

現行

[illegible]

改正後

[illegible]

別表2

市町村名

18 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和7年4月1日時点の人口 ①		人	
	園所数(配置人数)	②	
乳児等通園支援		③	④
		円	円
指導監督員			
賃借料補助			
合計		0	0

現行

改正後

(削除)

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、①(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、②(2)研修のオンライン化①③(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の計欄の金額を記入する。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

(新規)

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の計画の金額を記入す
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）

（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

（記入上の注意）
1. ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

（削除）

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業		か所		
放課後児童健全育成事業		支援の単位		
子育て短期支援事業		か所		
乳児家庭全戸訪問事業		市町村		
養育支援訪問事業		市町村		
子育て世帯訪問支援事業		か所		
児童育成支援拠点事業		か所		
親子関係形成支援事業		市町村		
地域子育て支援拠点事業		か所		
子育て援助活動支援事業		市町村		
産後ケア事業		か所		
会社				

（記入上の注意）

- ①、②欄は（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
- ③欄は、業種が所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
会社				

(記入上の注意)
1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実際の所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業
（3）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

（記入上の注意）

- ①、②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- ③欄は、業種別所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名			
事業名		事業所数	対象総額の支出予定額
		①	②
			円
利用者支援事業		か所	
延長保育事業		か所	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定子ども園特別支援教育・保育経営に関する）		か所	
放課後児童健全育成事業		支援の単位	
子育て短期支援事業		か所	
乳児保健全戸訪問事業		市町村	
養育支援訪問事業		市町村	
子育て世帯訪問支援事業		か所	
児童育成支援拠点事業		か所	
親子関係形成支援事業		市町村	
地域子育て支援拠点事業		か所	
一時預かり事業		か所	
病児保育事業		か所	
子育て援助活動支援事業		市町村	
産後ケア事業		か所	
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）		か所	
合計			

（記入上の注意）
1. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名			
事業名		事業所数	対象総額の支出予定額
		①	②
			円
利用者支援事業		か所	
延長保育事業		か所	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定子ども園特別支援教育・保育経営に関する）		か所	
放課後児童健全育成事業		支援の単位	
子育て短期支援事業		か所	
乳児家庭全戸訪問事業		市町村	
養育支援訪問事業		市町村	
子育て世帯訪問支援事業		か所	
児童育成支援拠点事業		か所	
親子関係形成支援事業		市町村	
地域子育て支援拠点事業		か所	
一時預かり事業		か所	
病児保育事業		か所	
子育て援助活動支援事業		市町村	
産後ケア事業		か所	
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）（令和7年度重責に限る）		か所	
合計		か所	

（記入上の注意）
1. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

改正後

現行

別表1(別葉)

(削除)

事業名	総事業費 ① 円	資本金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の算出額 ④ 円	国庫補助金等額 ⑤ 円	決定額 ⑥ 円	国庫補助金基本額 ⑦ 円	国庫補助金所要額 ⑧ 円	国庫補助金交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金受入済額 ⑩ 円	差引額不足不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV. 特別措置区分(1)											
外国教育支援事業											
改正後児童教育支援事業											
子育て支援事業											
奨学支援事業											
養育支援事業											
子育て世帯支援事業											
児童教育支援事業											
親子関係形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て活動支援事業											
その他事業											
合計											

①記入上の注意:
1. 特別措置区分(1)表には、特別措置区分のうち、1.地域子ども子育て支援事業におけるGCTI(地域事業(令和6年度措置)を区分)について記入すること。
2. ⑤欄には、交付要領の別添の第3欄に示される基準額を記入すること。
3. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
5. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて算出した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

現行

(新規)

改正後

別表1(別葉)

事業名	経事業費 ① 円	寄付金などの他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 発生額 ④ 円	国庫補助 発生額 ⑤ 円	運込額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所業額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 額不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
Ⅳ 特別措置分(1)											
自治体支援事業											
成後復興支援等育成事業											
子育て援助支援事業											
雇用安定助成金付助事業											
高齢者援助助成事業											
子育て世帯に対する支援事業											
児童養育支援事業											
障害児関係形成支援事業											
福祉子育て支援拠点事業											
子育て援助主軸支援事業											
産後ケア事業											
特別措置分(1)計								123			

- (入上の注意)
1. 特別選抜分員(親)は、特別選抜分員のうち、1地域を主として支店業務におけるロビースタッフ業務について記入すること。
2. 選別には、交付事業の第9条第3項に定める基準を記入すること。
3. 成績には、交付事業(4項)の内容を正確にし、数値以外で記入すること。
4. 7項には、6項の数を記入すること。
5. 8項には、7項の数に1/3を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て)を記入すること。

現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 遡不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
児童養育事業											
児童養育施設等における生活支援事業（指定子ども福祉付支援事業・養育施設に属し）											
放課後児童健全育成事業											
子育て居場所支援事業											
乳幼児健全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て支援訪問事業											
児童育成支援拠点事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
近接子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児支援事業											
育児支援活動支援事業											
産後ケア事業											
産後ケア事業											
育児支援活動支援事業（子ども館でも活動可能）											
育児支援活動支援事業（子ども館でも活動可能）											
特別措置分 小計								1/2			
総 合 計											

- （記入上の注意）
- 特別措置分(2)欄には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）について記入すること。
 - ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も小さい額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - 「特別措置分 小計」欄には、別表1（別表）の「特別措置分(1) 計」欄及び「特別措置分(2) 計」欄の額を合計した額を記入すること。
 - 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別表）の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 遡不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
児童養育事業											
多世帯世帯での入居支援、能力活用事業（指定子ども福祉付支援事業・養育施設に属し）											
放課後児童健全育成事業											
子育て居場所支援事業											
乳幼児健全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て支援訪問支援事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児支援事業											
育児支援活動支援事業											
産後ケア事業											
産後ケア事業（子ども館でも活動可能）											
特別措置分(2) 計								1/2			
特別措置分 小計											
総 合 計											

- （記入上の注意）
- 特別措置分(2)欄には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）について記入すること。
 - ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も小さい額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - 「特別措置分 小計」欄には、別表1（別表）の「特別措置分(1) 計」欄及び「特別措置分(2) 計」欄の額を合計した額を記入すること。
 - 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別表）の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後	現行
別表2 1. 利用者支援事業 (略)	別表2 1. 利用者支援事業 (略)

改正後	現行
別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型 (略)	別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型 (略)

現行

(2) 特定型

実施条件

保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けていること

0～5歳児人口
0150～199名の年の10月1日現在のうち、最も多いもの
①

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (通あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出稼相 談 支援	機能活 化 のため の 配置	多言語対応 対応の 重	特別 支援 対応	開設準備 経費	対象経費の 未支出額	国庫補助 返率額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫				⑳
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

1. ①欄は、1万人単位(1万人未満の切り上げ)により記入すること。(例:15,000人)の場合、「150,000」と記入すること。
2. ③欄は、地域子育て支援拠点(一施設)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センターを含む)、幼稚園、保育園(福祉)センター、公民館、市役所・市役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公民館(夜)、その他()から該当するものを選択すること。
3. ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
4. ⑤欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5. ⑥欄は、夜間・休日加算の月数を適用する場合に「有」を記入すること。
6. ⑦欄は、出稼相談支援の値を適用する場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、機能強化のための取組の準備を適用する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、開設に必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
10. ⑪欄は、開設準備経費の準備を適用する場合に「有」を記入すること。

改正後

(2) 特定型

実施条件

「保のたのび計画」の採択を受けていること

0～5歳児人口
0150～199名の年の10月1日現在のうち、最も多いもの
①

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (通あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出稼相 談 支援	機能活 化 のため の 配置	多言語対応 対応の 重	特別 支援 対応	開設準備 経費	対象経費の 未支出額	国庫補助 返率額
							専任職員(補助職員)	計	夜間	休日	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫				⑳
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

1. ①欄は、1万人単位(1万人未満の切り上げ)により記入すること。(例:15,000人)の場合、「150,000」と記入すること。
2. ③欄は、地域子育て支援拠点(一施設)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センターを含む)、幼稚園、保育園(福祉)センター、公民館、市役所・市役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公民館(夜)、その他()から該当するものを選択すること。
※「公民館施設」とは、上記に記載した公民館施設以外の公民館施設をいう。
3. ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
4. ⑤欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5. ⑥欄は、夜間・休日加算の月数を適用する場合に「有」を記入すること。
6. ⑦欄は、出稼相談支援の値を適用する場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、機能強化のための取組の準備を適用する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、開設に必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
10. ⑪欄は、開設準備経費の準備を適用する場合に「有」を記入すること。

改正後	現行
別表2 1. 利用者支援事業 (3)こども家庭センター型 (略)	別表2 1. 利用者支援事業 (3)こども家庭センター型 (略)

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載。

現行

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に「有」、委託しない場合に「無」と記載す

改正後

別添2

2. 延長保育事業

施設 の類型	か所数	延長時間の 延長時間	
		実支出額	基準額
1. 一般型(保育短時間施設)	①	②	③
2. 二層型(保育短時間施設)			
3. 訪問型(保育短時間施設)			
4. 訪問型(保育短時間施設)			
計		0	0

記入上の注意

1. ②③欄には、(1)一般型(保育短時間施設)「(2)一般型(保育短時間施設)」(3)訪問型(保育短時間施設)」(4)訪問型(保育短時間施設)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間施設)

施設 の類型	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間施設 在籍児童数	対象児童の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
			前	全	前		
			後	全	後		
2			前	全	前		
			後	全	後		
3			前	全	前		
			後	全	後		
4			前	全	前		
			後	全	後		
計			前	全	前		
			後	全	後		

記入上の注意

1. ②欄は、実施施設の建設において、「保育所、認定こども園」「小規模な自立小規模」「事業所内(18人以下)」等施設保育のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、事業実施の月数(1月未満の部分は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

3. ④欄は、事業実施(1)に基く延長時間の部分(記入すること、延長時間に数値が生じる場合は、平均対象児童数(1)を算出し、(前)5 後)5 各算1)。

⑤ ⑥欄は、各算前1)において算出する短時間施設に算出する児童数を記入すること。(前)5 後)5 各算1)。

市町村各

現行

別添2

2. 延長保育事業

施設 の類型	か所数	対象児童の 延長時間	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間施設)	①	②	③
2. 二層型(保育短時間施設)			
3. 訪問型(保育短時間施設)			
4. 訪問型(保育短時間施設)			
計		0	0

記入上の注意

1. ②③欄には、(1)一般型(保育短時間施設)「(2)一般型(保育短時間施設)」(3)訪問型(保育短時間施設)」(4)訪問型(保育短時間施設)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間施設)

施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間施設 在籍児童数	対象児童の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
			前	全	前	
			後	全	後	
2			前	全	前	
			後	全	後	
3			前	全	前	
			後	全	後	
4			前	全	前	
			後	全	後	
計			前	全	前	
			後	全	後	

記入上の注意

1. ②欄は、実施施設の建設において、「保育所、認定こども園」「小規模な自立小規模」「事業所内(18人以下)」等施設保育のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、事業実施の月数(1月未満の部分は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること、延長時間に数値が生じる場合は、平均対象児童数(1)を算出し、(前)5 後)5 各算1)。

④ ⑤欄は、各算前1)において算出する短時間施設に算出する児童数を記入すること。(前)5 後)5 各算1)。

⑥ ⑦欄は、各算前1)において算出する短時間施設に算出する児童数を記入すること。(前)5 後)5 各算1)。

改正後

市町村各

現行

(2)一般型(保育標準時間設定)

No.	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 設置等	延長時間 ※22時以降の延長時間の総数 ～22時まで 22時以降							夜間保育 所 ～22時まで 22時以降	平均対象児童数 ～22時まで 22時以降	配置基準 改善加算	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				5	6	7	8	9	10	11					
1	1			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
2				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
3				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
4				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
計															

(記入上の注意)

1. ①欄は、実施施設の種類について、「保育所・認定こども園」「幼稚園」「小規模保育」「小規模保育」「事業所内10人以上」「事業所内10人以下」「家庭内保育(4人以上)」「家庭内保育(4人以下)」のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、事業中開始の場合は「月末迄の期間」の記入については必ず「後」を記入すること。

3. ③欄は、「自園設置」「その他」のいずれかを記入すること。

4. ④～⑪欄は、実施要綱(1)に基づき延長時間を記入すること。

5. ⑤～⑪欄は、延長時間(22時以降)の記入は、22時以降の延長時間を記入すること。

6. ⑫欄は、5欄の当該施設のうち平均対象児童数が10人以上、認定基準時間数を記入すること。

7. 夜間保育所の設置認可について平成28年3月30日現在第29号厚生労働省認可(長通所)」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑫欄に〇を記入すること。

8. ここに記入される対象児童数の場合は、⑫欄に記入すること。

9. ⑬欄は、適用となる配置基準改善加算額を記入すること。

改正後

(2)一般型(保育標準時間設定)

No.	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 設置等	延長時間 ※22時以降の延長時間の総数 ～22時まで 22時以降							夜間保育 所 ～22時まで 22時以降	平均対象児童数 ～22時まで 22時以降	配置基準 改善加算	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				5	6	7	8	9	10	11					
1	1			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
2				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
3				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
4				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後			
計															

(記入上の注意)

1. ①欄は、実施施設の種類について、「保育所・認定こども園」「幼稚園」「小規模保育」「小規模保育」「事業所内10人以上」「事業所内10人以下」「家庭内保育(4人以上)」「家庭内保育(4人以下)」のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、事業中開始の場合は「月末迄の期間」の記入については必ず「後」を記入すること。

3. ③欄は、「自園設置」「その他」のいずれかを記入すること。

4. ④～⑪欄は、実施要綱(1)に基づき延長時間を記入すること。

5. ⑤～⑪欄は、延長時間(22時以降)の記入は、22時以降の延長時間を記入すること。

6. ⑫欄は、5欄の当該施設のうち平均対象児童数が10人以上、認定基準時間数を記入すること。

7. 「夜間保育所の設置認可について平成28年3月30日現在第29号厚生労働省認可(長通所)」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑫欄に〇を記入すること。

8. 「夜間保育所の設置認可について平成28年3月30日現在第29号厚生労働省認可(長通所)」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑫欄に〇を記入すること。

9. ⑬欄は、適用となる配置基準改善加算額を記入すること。

改正後	現行
別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定) (略)	別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定) (略)

改正後	現行
別表2 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)	別表2 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)

改正後

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

改正後	現行
別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上の特紙1(児童の数)～ (イ)開所日数200日～249日の特紙2 (略)	別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上の特紙1(児童の数)～ (イ)開所日数200日～249日の特紙2 (略)

改正後	現行
別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業 (略)	別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業 (略)

改正後	現行
別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 (略)	別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 (略)

別表2

(1) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ か所）			

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)
1. ②欄は、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。
1. ②欄は、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

現行

事業所名(クラブ名)	施設・ 運営主体	事業実施月数	資金改善する従事者数					資金改善する給与項目						対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
			放課後児童支援員			その他		基本給	手当	手当の内容			賞与			その他	その他の内容
			経験年数 5年以上 10年未満	経験年数 10年以上	経験年数 10年以上	経験年数 5年以上 10年未満	経験年数 10年以上			経験年数 10年以上							
⑤	⑥	⑦ ヶ月	人	人	人	人	人	⑪ と	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
合 計																	

(記入上の注意)
1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。
2. ⑦欄は、1月に当たらない数を生じたと時は、これを月とした値を記入すること。
3. ⑮欄は1円未満の端数は切捨てること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)
1. ②欄は、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

改正後

事業所名(クラブ名)	施設・運営主体	事業実施月数	資金改善する従事者数						資金改善する給与項目						対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			経験年数3 年以上5 年未満	放課後児童支援員		経験年数10 年以上	その他	基本給	手当	手当の内容		賃与	その他			
				経験年数5 年以上 10年未満	経験年数10 年以上					経験年数5 年以上 10年未満	経験年数10 年以上		その他の内容	その他の内容		
5	6	7 7月	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人	16 人	17 人	18 人	19 人	20 人	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
合 計																

(記入上の注意)
1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。
2. ⑦欄は、1月に当たらない数を生じたと時は、これを1月とした値を記入すること。
3. ⑮欄は1円未満の端数は切捨てること。

別表2

Ⅲ その他分

市町村名

(注) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ① か所	管内の施設数 ② か所	申請支援の単位数 ③ か所	管内の支援の単位数 ④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（ラフ名）	設置・運営主体	資金改善対象者数			事業実施月数	放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業実施の有無	対象経費の算支出額	国庫補助金等額
		常勤職員	非常勤職員	計				
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨（⑦+⑧）	⑩	⑪	⑫	⑬
1		人	人	人	ヶ月		円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計	か所							

- （記入上の注意）
1. ⑤欄は、全市町村の施設ごとに作成することとし、一つのラフ名に複数の支援の単位がある場合は「〇〇ラフA」「〇〇ラフB」等と区別して記入すること。
2. ⑥欄には、常勤職員後の非常勤職員の資金改善対象者を記入すること。
3. ⑦欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。
4. ⑧欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合は「○」を記入すること。
5. ⑩欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合は「○」を記入すること。

別表2

Ⅲ その他分

市町村名

(注) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ① か所	管内の施設数 ② か所	申請支援の単位数 ③ か所	管内の支援の単位数 ④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（ラフ名）	設置・運営主体	資金改善対象者数			事業実施月数	放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業実施の有無	対象経費の算支出額	国庫補助金等額
		常勤職員	非常勤職員	計				
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨（⑦+⑧）	⑩	⑪	⑫	⑬
1		人	人	人	ヶ月		円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計	か所							

- （記入上の注意）
1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのラフ名に複数の支援の単位がある場合は「〇〇ラフA」「〇〇ラフB」等と区別して記入すること。
2. ⑥欄には、常勤職員後の非常勤職員の資金改善対象者を記入すること。
3. ⑦欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。
4. ⑧欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合は「○」を記入すること。
5. ⑩欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合は「○」を記入すること。

改正後

現行

改正後	現行
別表2 6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業 (略)	別表2 6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業 (略)

別表2

14. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型（一般分）	①	②	③
2. 一般型（その他分）			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計（1+5+6）		0	0
小計（3+4）		0	0
合計（1～7）	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

別表2

14. 一時預かり事業

市町村名 _____

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型（一般分）	①	②	③
2. 一般型（その他分）			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計（1+5+6）	0	0	0
小計（3+4）	0	0	0
合計（1～7）	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

2. ②③欄のうち、一般型（一般分）について、⑤が④を超過する市町村は、市町村あたりの基本分に係る国庫補助基準額を⑤の算出式(※)によって算出した後、基本分を除くその他の児童及び障害児に係る国庫補助基準額を合計した額を記入すること。

※ 全事業所の基本分に係る基準額合計×④÷⑤+全事業所の基本分に係る基準額合計×(⑤-④)÷⑤×0.75

3. ⑥欄には、管内の0～5歳人口（総務省「令和2年国勢調査」の値を記入すること。

4. ⑦欄には、管内全事業所の合計年間定入利用児童数（一般型対象児童（4～7歳除く））を記入すること。

管内0～5歳 人口	年間定入利用 児童数
④	⑤
4	0

改正後

現行

(一)一般型(一般分)

利用児童数(年間延人数)	No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)	2 年一 次 利用 児童 数	工 事 費 対 象 児童 数						
ア 一般型 (イ～エ除く)	イ 特別利用保育等対象児童	ロ 具体的な 実施場所 を記載 すること	エ 特別支援 児童	計	合計	ア 一般型 (イ～エ除く)	平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日					
平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日	合計	合計	平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日	合計					
2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上				
時間	以上	時間	時間	以上	時間	時間	以上	時間	時間	以上	時間	以上			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

(記入上の注意)

- ①の欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること、その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ④の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑥の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑦の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑧の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑨の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑩の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑪の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑫の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑬の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑭の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑮の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑯の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。

改正後

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
						ア 一般型対象 (イ～エ除く)						イ 特別利用保育等対象児童						ロ 特別支援児童																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						平日			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日			緊急一時受入れ児童			その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						2時間未満	2～3時間	3時間以上	2時間未満	2～3時間	3時間以上	2時間未満	2～3時間	3時間以上	2時間未満	2～3時間	3時間以上	2時間未満	2～3時間	3時間以上	2時間未満	2～3時間	3時間以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1		①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

(記入上の注意)

- ①の欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること、その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ④の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑥の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑦の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑧の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑨の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑩の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑪の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑫の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑬の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑭の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑮の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。
- ⑯の欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき品出を行った利用定員を記入すること。

改正後	現行
別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型 (略)	別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型 (略)

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数							対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)			(延べ人数)					
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児			対象乳幼児の人数又は延べ人数 （児童1日につき1日1児童として算定し、 において延べ人数を算出する。）					
				1号認定	2号認定	3号認定	④、⑧以外の 対象乳幼児 加重					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑧欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑨欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑩欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑪欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)

現行

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数						対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)							
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象児、幼児							
				1号認定	2号認定	3号認定					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
1											
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑧欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑨欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑩欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ⑪欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)

改正後

改正後	現行
別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型) (略)	別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型) (略)

改正後	現行
別表2 16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (略)	別表2 16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (略)

改正後	現行
別表2 17. 産後ケア事業 (略)	別表2 17. 産後ケア事業 (略)

別表2

市町村名

18. 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

令和7年4月1日時点の人口 ①	人
-----------------	---

	個所数(配置人数)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	②	③	④
乳児等通園支援		円	円
指導監督員			
賃借料補助			
合計		0	0

現行

改正後

(削除)

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

- (記入上の注意)
- ①、②③欄には、(1)業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の金額を記入すること。
 - ③欄は、実施箇所等ごとの国庫補助金単額の合計額を計上すること。

実施内容の報告					事業による効果									
事業名	事業所名	導入した機能等	導入経路の名称及び事業内容	システム事業者等の名称	業務効率化 ⑥	経費削減効果 ⑦	業務負担軽減 ⑧	利便性向上 ⑨	対応時間増加 ⑩	問い合わせ増加 ⑪	研修機会増加 ⑫	その他 ⑬		
①	②	③	④	⑤										

- (記入上の注意)
- 導入した機能等ごに記載すること。
 - ①欄は、利用型支援事業、訪問型面談支援事業、子育て支援支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係改善支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、産後ケア事業から、該当するものを選択すること。
 - ③欄は、利用者の連絡の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、オンライン相談・オンライン訪問に関する機能、自衛文字起こしに関する機能、記録の共有に関する機能、研修のオンライン化、通訳や翻訳のための機器の導入から、該当するものを選択すること。
 - ④欄は、導入した機器等の具体的な名称及び、事業内容を記載すること。
 - ⑤～⑭欄は、当てはまるものすべてに○を記入し、⑬欄は、具体的な内容を記載すること。
 - ⑥業務が効率的に行えるようになった
 - ⑦経費削減が図られた
 - ⑧業務負担が軽減した
 - ⑨利用者の利便性が向上した
 - ⑩利用者に直接対応する時間が増えた
 - ⑪職員同士の話し合いの時間が増えた
 - ⑫研修機会が増えた

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

問題	必要数	回答者の 返答率	回答者の 満足度
	①	②	③
(1) 貴社の現在および今後の人員の増減			
(2) 貴社のやりとりに			
(3) 通関手増減のための増減の要人			
会社	0	0	0

(記人上の注意)

②③項には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する計割の金額を記入すること。

3) 日本が美濃が所帯としての国産和紙を産出するのと、

実施内容の報告

[illegible]

(記入上の注意)

[illegible][illegible]

3. ③機能は、利用者の入退所に関する機能、保護者との連絡に関する機能、オンライン相談・オンライン訪問に関する

4. ④項は、導入した機器等の具体的な名称及び、事業内容を記載すること。

5. ⑥～⑧欄は、当てはまるものすべてに○を記入し、⑨欄は、具体的な内容を記載すること。

⑦残業時間が縮減された

⑨利用者の利便性が向上した

⑩職員同士の話し合いの時間が増えた

⑫ 華商聯合大書局

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業における ICT 化推進事業（令和 6 年度補正予算分）
（1）業務の ICT 化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	① 対象経費の実支出額	② 国庫補助基準額
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1. ②欄は、（1）業務の ICT 化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業における ICT 化推進事業
（1）業務の ICT 化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

（記入上の注意）
1. ②欄は、（1）業務の ICT 化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業における ICT 化推進事業（令和 6 年度補正予算分）
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	② 円	③ 円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

(記入上の注意)
1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業
_____(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 _____

事業名	事業所数	① 対象経費の実支出額 円	② 国庫補助基準額 円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

- (記入上の注意)
- ① ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
 - ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

事業名	事業所数	対象経費の 実支出額		国庫補助基準額
		①	② 円	
利用者支援事業	か所			③ 円
延長保育事業	か所			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	か所			
合計				

（記入上の注意）

1. ③欄は、実施か所等こととの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

事業名	事業所数	対象経費の 実支出額		国庫補助基準額
		①	② 円	
利用者支援事業	か所			
延長保育事業	か所			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） （令和7年度事業に限る）	か所			
合計				

（記入上の注意）

1. ③欄は、実施か所等こととの国庫補助基準額の合計額を計上すること。